

令和 3 年度

佐世保市包括外部監査結果報告書

(下巻)

令和 3 年度 佐世保市包括外部監査人

弁護士 田 中 亮

## 下 巻 目 次

### 第 3 部 政務活動費

第 1 章	前論	1 7 7
第 2 章	監査の観点・監査の方法	1 7 8
第 3 章	政務活動費の制度趣旨・沿革	1 7 9
	第 1 政務調査費制度の創設	1 7 9
	第 2 政務活動費制度の創設	1 8 3
	第 3 政務活動費の種類（交付分類）	1 8 3
第 4 章	政務活動費等の使途の適正等につき争われた判例の調査	1 8 6
	第 1 判例調査の必要性	1 8 7
	第 2 判例調査Ⅰ（政務活動費の制度趣旨及び目的に関する判例）	1 8 7
	第 3 判例調査Ⅱ（目的・性質の合理的関連性）	1 8 8
	第 4 判例調査Ⅲ（具体的な政務活動費支出の適否判断）	1 9 0
第 5 章	本監査における視点及び基準・方法	1 9 3
第 6 章	佐世保市の政務活動費に関する条例及び内規の調査・意見	1 9 5
	第 1 佐世保市の政務活動費に関する条例及び内規について	1 9 6
	第 2 条例に対する意見等	1 9 8
	第 3 規定に関する意見等	1 9 9
	第 4 政務活動費運用指針に関する意見等	2 0 0
第 7 章	佐世保市各会派の政務活動費総論及び個別具体的な監査における目的性質合理性判断のスケール	2 1 1
	第 1 前論	2 1 1

第 2	佐世保各会派の政務活動費の総覧	2 1 1
第 3	目的性質の合理性判断に関するスケール	2 1 5
第 8 章	自民党市民会議の令和元年度報告書の調査・意見	2 1 6
第 1	調査研究費	2 1 6
第 2	広報費	2 6 2
第 3	資料購入費	2 7 9
第 4	事務費	2 8 5
第 9 章	自民党市民会議の令和 2 年度報告書の調査・意見	2 9 3
第 1	調査研究費	2 9 3
第 2	研修費	3 0 9
第 3	広報費	3 1 9
第 4	資料購入費	3 3 3
第 5	事務費	3 4 0
第 1 0 章	自民党市民会議以外の会派の調査・意見（令和元年度、令和 2 年度）	3 4 7
第 1	令和元年度について	3 4 7
第 2	令和 2 年度について	4 4 7
第 1 1 章	佐世保市の政務活動費に関する全体的な評価・意見	4 9 9
第 1	各会派の政務活動費に関する傾向と評価・意見	4 9 9
第 2	全体的な意見	5 0 1
第 1 2 章	第 2 部及び第 3 部を通じたの評価等	5 1 1
第 1	補助金等及び政務活動費の検証について	5 1 1
第 2	意見及び評価等	5 1 2
	【添付資料】政務活動費調査スケール	5 1 3

〔令和3年度包括外部監査報告書上巻目次〕

<b>第1部 包括外部監査の概要</b>		第5 企画部政策経営課	47
第1 包括外部監査の概要	1	第6 企画部地域交通課	51
第2 事件を選定した理由	1	第7 企画部地域政策課	58
第3 包括外部監査の手法	3	第8 企画部文化振興課	61
第4 包括外部監査の期間	4	第9 教育委員会学校保健課	63
第5 包括外部監査人及び包括外部監査人補助者	4	第10 教育委員会社会教育課	63
第6 利害関係	5	第11 教育委員会文化財課	67
第7 報告書の構成	5	第12 教育委員会スポーツ振興課	69
<b>第2部 補助金等制度</b>		第13 子ども未来部保育幼稚園課	72
第1章 補助金の意義及び佐世保市補助金等交付規則の内容	7	第14 市民生活部コミュニティ・協働推進課	80
第1 補助金の意義	7	第15 市民生活部市民安全安心課	86
第2 佐世保市補助金等交付規則の内容	7	第16 観光商工部商工労働課	90
第2章 監査の観点・監査の方法	25	第17 消防局総務課	111
第3章 個別の補助金等制度の検証	27	第18 土木部道路維持課	117
第1 企画部宇久行政センター産業建設課	27	第19 農林水産部水産課	120
第2 環境部環境政策課	36	第20 農林水産部農業畜産課	144
第3 観光商工部ふるさと物産振興課	39	第21 保健福祉部医療政策課	152
第4 観光商工部観光課	39	第22 保健福祉部長寿社会課	156
		第23 保健福祉部新型コロナウイルス感染症特別対策室	161
		第24 保健福祉部保健福祉政策課	162
		第25 保健福祉部健康づくり課	166
		第26 防災危機管理局	169

※法律等の条文の記載について

法律等の条文を記載するにあたっては、条については「第」をつけているが、項・号については「第」の記載を省略している。

※数字の記載について

本文中の数字は原則として、全角で「,」をつけない。表等の数字は適宜全角または半角を用いている（資料等を抜粋した場合は、そのものを掲載している。）。ただし、適宜「、」または「,」を付記していることがある。

※略称について

法令、条例、内規等については、適宜略称をする際、本文中にてその旨を明示している。

※年度について

「原文が平成31年度」となっているものを除いて、原則として「令和元年度」と記載する。

## 第 3 部

### 政務活動費

## 第3部 政務活動費

### 第1章 前論

#### 1 政務活動費概要

政務活動費は、地方自治法第100条14項ないし16項に基づき、地方議会議員に交付される活動経費である。その目的は、地方議員の住民代表、地方行政監視、政策立案等の議会の権能を十分に発揮するため、これに必要である議員の調査研究並びに広報広聴や事務処理等活動の経費を支出することにある。

政務活動費は、その交付にあたり条例の根拠が必要であり、会派または議員に対して付与される。政務活動費の原資が公金である以上、その用途については、上記目的に資するものであることが不可欠であり、政務活動費の交付を受けた会派または議員は、条例の定めに従い、当該政務活動費の収支報告書を地方議会議長へ提出しなければならない。同議長は、政務活動費につき、用途の透明性の確保に努めるものとされている。

#### 2 政務活動費が住民の監視対象となる理由

地方議会議員には、議員報酬、期末手当、費用弁償等の経済的保障がなされているが、これ以外に、政務活動費が付与されることについて、その用途や事後報告の内容等をめぐり、住民からの批判が高まり、不当利得返還請求または損害賠償請求等の形式にて訴訟となった事例が多数発生している。

納税者からの税金の使い道への監視は、国民主権、住民自治を採用している日本国において、主権者としての当然の権利である。この観点から、政務活動費が、公金からの支出である以上、住民の監視対象となることも

必然であるが、こと政務活動費については、一括前払制度が通例となっており、その使途の是非は事後判断となるため、住民による監視の必要性が高いといえる。また、政務活動費につき、その当事者である地方議会議員と住民において、制度趣旨についての誤解や理解不足等があり、実際の政務活動費の使途に対する評価にあたり精度が十分ではなく、それゆえ、地方議会議長による透明性確保に止まらず、訴訟による争いへ発展することもあると思われる。

本監査では、政務活動費の制度趣旨に留意しつつ、昨今の判例（政務調査費時代のものを含む。）の適法、違法の基準を明らかにして、佐世保市の政務活動費について、令和元年度及び令和2年度の報告書を資料としてその適否を進言する。

### 3 佐世保市の政務活動費の特徴

佐世保市の政務活動費の特徴は、以下のとおりである。

- (1) 交付先は、議員個人ではなく会派である。
- (2) 根拠法令として、佐世保市議会政務活動費の交付に関する条例が規定されている。また、同条例の運営のための必要事項を定めた佐世保市議会政務活動費の交付に関する規程が設けられている。なお、使途基準として、政務活動費運用指針が設けられている。
- (3) 各会派の報告書につき、住民に対して、領収書等の疎明資料とともに、佐世保市ホームページを用いて公開されている。

## 第2章 監査の観点・監査の方法

この佐世保市の政務活動費監査にあたり、以下のとおり調査・分析を行った。



- 1 政務活動費制度の沿革、制度趣旨に関する調査
- 2 政務活動費の使途の適正等につき争われた判例の調査
- 3 上記1及び2を踏まえた本件監査における監査の視点確定、調査基準の策定
- 4 佐世保市の政務活動費に関する条例及び内規の調査・意見
- 5 佐世保市の各会派の令和元年度、令和2年度報告書の調査・意見
- 6 佐世保市の政務活動費に関する全体的な評価・意見

### 第3章 政務活動費の制度趣旨・沿革

#### 第1 政務調査費制度の創設

##### 1 政務調査費制度創設以前の政務活動に関する経費

日本国憲法制定以前、地方議会議員は、名誉職とされ俸給はなく、費用弁償（旅費及び滞在手当）のみが支給されていた。これは、当時、地方議会議員が、経済的に余力がある本業を有する者の就任を想定していたこと（現在の教育制度と比較して地方議会に貢献するための知識を有する者が一定の経済力がある階層に限られていたことが理由として考え得る。）、また、日本国憲法が原則としている国民主権が採用されておらず、地方自治についても公共の事務や国からの委任事務の処理に主眼を置かれて、憲法ではなく、法律の規定として設けられていたという背景がある。

かかる事情から、地方議会議員は、日本国憲法制定以前において、名望家ないし資産家で占められるようになったが、当時は、交通手段、通信手段が現在とは比較にならない程に発達していなかったこともあり、地方議会開催にあたり、議場への往復交通費、開催期間の滞在費負担が重く議員に押し掛かることとなった。これにつき、議会開催日数に応じた定額の日当を給付することでの対処療法を行った例があるが、その場合、日当目当

てでの審議日数長期化と非難される事態が発生した。かかる事情から、地方議会議員に対して、旅費や滞在手当に費用弁償の必要性が意識されるようになり、その費用弁償を定額化する府県も現れるようになった。もっとも、その費用弁償制度は、当時の労働賃金と比較して大きい額であるとはいえ、地方議員の待遇はあくまで名誉職であることが意識されていたといえる。

## 2 地方議員の身分に関する名誉職から有給職への移行（報酬制の導入）

昭和21年、日本国憲法が公布され、前憲法下での府県制改正により公務に携わる者の名誉職が廃止されたことに伴い、地方議会議員に対しても「報酬」が支給されることとなった。そのことは、地方自治法に報酬を支給することが義務であるとして明確にされ、地方議会議員は、名誉職から有給職として位置づけられた。この時点で、地方議会議員への報酬付与とは別に、従来の費用弁償制度についての取扱いが問題となったが、活動経費の定額支給制度については、新憲法下でも各地において試みられた。これは、新憲法において、中央集権的な権力の分散の手法として地方分権の推進が採用され、その結果、従前よりも地方議会の活性化が期待されたこと、そして、これに伴い、議員に対する報酬のみならず、議員活動支援のための活動経費支給が重要であったという事情による。この費用弁償制度の継続は、当初、法律に根拠がなく、従来の費用弁償につき拡大解釈を施すことをもって図られた。

## 3 （都道府）県政調査交付金

しかし、昭和31年地方自治法改正により、地方議会議員に対して、同法に規定されている報酬、費用弁償、期末手当のみを支給することと定められ、条例により支給していた通信費、調査研究費等の支給が禁止された。この改正は、当時、地方自治体の財政が良好とは言い難く、危機的であるとされていたことを踏まえ、地方公共団体の組織及び運営の全般の適正合

理化、簡素効率化を図るためのリストラクチャーを実現しようとするものとされている。この改正により、地方議会議員への経費支給につき、法律上の根拠が必要となり、その見通しは立たない状態にあったが、他方で、議員活動につき、調査研究、広聴広報、書面作成等のための経費がかかることに変わりはない。そのことから、「議員個人」ではなく「会派」という団体に対して、補助金を支給するといういわゆる「(都道府)県政調査交付金」制度が採用されるようになった。会派は、政策集団であることから、これへの補助金支出が、議員個人に対する場合と異なり、議員の資産形成へ直接繋がることを防止し、また、会派という組織としての内部監督が期待できることから、地方自治法第232条の2（公益上の補助）に基づく支出として、各都道府県にて用いられることとなった。地方自治法が改正された昭和31年に同制度運用を開始した都道府県が現れ、政務調査費制度が誕生する直前の平成12年段階で、全ての都道府県での運用が行われるようになった。また、市町村の段階でも同様の制度が設けられていた。

#### 4 県政調査交付金に対する世論

県政調査交付金に対しては、情報公開制度の進化の過程にて、同交付金の文書公開請求が相次ぎ、また、同交付金につき違法であるとの訴訟が相次いだ。その理由として、①交付金の支給に公共性が認められない。②会派への支給といえども実質的には議員個人への支給であり給与等支給制限に違反ないし潜脱となる。③一人会派への支給が認められる以上、議員個人への支給と変わらない。④実績報告書等に領収書が存在しない。検査も実施されていないというものである。

これに対する地方裁判所での判決は、県政調査交付金について、社会情勢の変革、進化、複雑化により、県政も複雑多岐とならざるを得ず、議会として行政施策等に対する迅速かつ活発適切な審議を求められるように

なっていることを指摘し、地方議会に不断の調査研究活動が要請されるとされた（横浜地方裁判所平成2年12月21日判決）。そして、交付金の支給につき、市民一般の利益につながるものとして公益に資するものとされた（神戸地方裁判所昭和59年3月7日判決）。その他の地方裁判所での判決にて、会派への支給が経理責任者の指定と収支管理の義務付けから実質上議員個人に対する給与等支給には当たらず、また、一人会派への支給も将来の会派人数拡大や別会派との連携活動の実態からして違法とはならないとされた。さらに、実績報告書等に領収書が添付されていないこと、及び、検査が行われていないことについては、各会派の議員の政治活動の自由の関係で不適切とはいえないとされている（千葉地方裁判所平成9年7月11日）。

当然ながら、県政調査交付金制度につき、議員活動に資するための支出であるという前提に反する利用であれば、事後的に違法と認定される。それゆえ、地方議会議員の政務活動のために発生せざるを得ない経費について、これを保障して、住民の利益へつなげる政治活動の自由と、公費を定額で委ねられる県政調査交付金制度の透明性確保との間の均衡が重要な課題となり、これは、政務活動費も同様である。

## 5 政務調査費制度の創設

県政調査交付金制度については、その公益性や透明性の疑義から監査請求及び訴訟、情報開示請求が全国的に展開したが、他方で、地方議員の専門化・常勤化の進展、地方分権推進と地方行政の複雑化に対する地方議員活動の充実要請から、地方議員の政務調査経費につき県政調査交付金制度のような団体補助金制度ではなく、法律上明確な根拠を置くことにより内容を充実させつつ、同時に、透明性確保を図ることの要望が、各地方議会にて上げられるようになった。

その結果、平成12年地方自治法改正により、政務調査費が定められた

(平成12年改正時第100条)。これにより、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会の「会派又は議員に対し」、政務調査費を交付することができるものとされた。

政務調査費は、県政調査交付金と異なり、会派のみならず議員個人に対しても条例により交付可能とされた。これは、地方自治のための調査研究活動支援にあたり、議員個人も交付対象に加えるべきとの要請が強かったこと、そして、政務調査費が法律上の根拠によることとなったため、議員への給付を制限する地方自治法第204条の2をクリアーできることになったという許容性によるものである。

## 第2 政務活動費制度の創設

政務調査費制度は、県政調査交付金と同様に公益性と透明性の問題から、引き続き住民監査及び訴訟、情報開示請求が全国的に相次ぎ、その具体的使途について違法とされる例が出ていた。他方で、地方議員の市政・県政へ反映させる調査活動推進という有益性があり、議員活動の活性化を図るため、調査研究活動以外の地方議員の活動にも支出対象とすることへの要請が地方議会より求められた。その結果、平成24年地方自治法改正により、「政務調査費」は、「政務活動費」に名称を変更し、条例の根拠に基づき、「調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部」へ政務活動費の交付が可能となった(現行地方自治法第100条)。この「その他の活動に資するため必要な経費の一部」とは、議員としての補助金の要請、陳情活動等のための旅費、交通費、地域での市民相談、意見交換会、会派単位の会議に要する経費が考えられる。

## 第3 政務活動費の種類(交付分類)

## 1 交付分類把握の必要性

政務活動費については、全国都道府県議会議長会が、平成24年に、「政務活動費条例（例）」及び「規定（例）」を作成している。「同条例（例）」は、議会議長が、政務活動費について、その使途の透明性の確保に努めることへの意識が明確にされている。また、①政務活動費の趣旨に沿った運用を行うこと、②実費弁償を原則とすること、③政務活動に直接必要な経費であることを原則とすること、④資産形成に資することがないように留意すること、⑤政務活動費の充当は自己責任であること、⑥透明性の確保に努めることが、留意されることとなった。

政務活動費の監査にあたり、その対象を具体的に把握することが不可欠であるが、実際には、各地方公共団体の情勢により内容が異なる条例を設けられることから、政務活動費の対象につき一義的に定義することは容易ではない。そこで、上記の留意事項に基づき策定された「政務活動費条例（例）」を参考として、以下、政務活動費の対象について分類する。

## 2 政務活動費の分類

### (1) 「政務活動費条例（例）」別表第1（会派に交付する政務活動に要する経費）

#### ア 調査研究費

会派（所属議員を含む。以下同じ。）が行う（都道府）県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費

#### イ 研修費

(ア) 会派が行う研修会、後援会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費

(イ) 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、後援会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費

ウ 広聴広報費

会派が行う（都道府）県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費

エ 要請陳情等活動費

会派が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費

オ 会議費

（ア）会派が行う各種会議、住民相談会等に要する経費

（イ）団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費

カ 資料作成費

会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費

キ 資料購入費

会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費

ク 事務費

会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費

ケ 人件費

会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費

（２）「政務活動費条例（例）」別表第２（議員に交付する政務活動に要する経費）

ア 調査研究費

議員が行う（都道府）県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費

イ 研修費

（ア）議員が行う研修会、後援会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費

- (イ) 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、後援会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費
- ウ 広聴広報費  
議員が行う（都道府）県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
- エ 要請陳情等活動費  
議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
- オ 会議費  
(ア) 議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費  
(イ) 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
- カ 資料作成費  
議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
- キ 資料購入費  
議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
- ク 事務所費  
議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
- ケ 事務費  
議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
- コ 人件費  
議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

#### 第4章 政務活動費等の使途の適正等につき争われた判例の調査



## 第1 判例調査の必要性

政務活動費の沿革については、上述のとおりであり、その前身である政務調査費及び県政調査交付金以来、地方議会議員が地方議会にて活躍するために不可欠である調査活動等への経費支出の必要性がありつつ、報酬以外にも公費が支出されることへの忌避や透明性確保の手段確保要求等が対立し続けてきた。

これらの相剋の中、地方議会議員の調査研究とこれに関連する活動への経費支出については、住民訴訟等の訴訟提起がなされ、個別の事件毎に司法の判断が下されている。本監査にあたり、①裁判所は、政務活動費支出の適法、違法の判断にあたりどのような思考基準に拠っているのか、②個別の事件の会派または議員による具体的使途に対して裁判所がいかなる基準にて適法、違法の評価を下しているのかを明らかにすることは不可欠である。

そこで、本監査では、まず、政務活動費に関する昨今の判例を調査し、裁判所の基準についての理解や汎用性等について明らかにすることとした。なお、政務活動費制度の沿革で示したとおり、同制度は、その前身たる政務調査費制度を発展させたものである。それゆえ、判例調査等に当たっては、政務調査費制度の時代についても留意するものとし、以下、特に指定がない限り、「政務活動費制度」については、「政務調査費制度」のころの事件、判例等を含むものとする。それゆえ、表記上「政務活動費」とする場合、「政務調査費」を含むものとして取扱う。

## 第2 判例調査 I（政務活動費の制度趣旨及び目的に関する判例）

政務活動費制度の目的について、最高裁判所第一小法廷平成17年11月10日判決（当時は政務調査費制度）が以下のとおり判示している。

**【最高裁判所第一小法廷平成17年11月10日判決】**

地方自治法100条は、政務調査費の交付につき、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができ、この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならないと規定した上（13項）、「政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする」こと（14項）を規定している。これらの規定による政務調査費の制度は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行により、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、その議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保しようとしたものである。

※13項、14項はいずれも当時のものであり、現在は、14項、15項に相当。

最高裁判所第一小法廷平成17年11月30日判決は、政務調査費の制度趣旨について、多くの判例で引用され、踏襲されている。

同判決は、地方自治法第100条13項（現14項）及び14項（現15項）のいずれもが具体的な内容を条例に委任していることから、政務調査費の使途及び運用は、各地方公共団体の実情に応じた各議会の裁量にある程度委ねられることを認めている。すなわち、裁判所は、①まず、具体的な使途基準や当該議会が策定した内規等の内容について、それが「調査研究に資するため必要な経費」について定めるものとして合理性があるか否かを確認し、②合理性があるなら当該裁判所の判断基準として採用することを宣言する。③次に、個別の支出が使途基準を中核とするこれらの判断基準（枠組み）に適合するか否か（適合しなければ「目的外支出」または「違法支出」となる。）を認定するという判断過程を示している。

### 第3 判例調査Ⅱ（目的・性質の合理的関連性）

各地方自治体が策定した具体的使途基準や内規等について、政務活動に

資するために必要な経費について定めるものとして、合理性があると認められる場合、個別の支出がその用途基準等に適合するかどうかの判断にあたり、最高裁判所第二法廷平成25年1月25日判決（当時は政務調査費制度）は、以下のとおり判示している。

**【最高裁判所第二法廷平成25年1月25日判決】**

地方自治法100条13項（当時）は、政務調査費の交付につき、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができるものと定めており、その趣旨は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の女性を制度化したものであると解される。（中略）そうすると、本件用途基準が調査研究費の内容として定める「会派又は議員が行う目黒区の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査…委託に要する経費」とは、議員の議会活動の基礎となる調査研究及び調査の委託に要する経費をいうものであり、議員としての議会活動を離れた活動に関する経費ないし当該行為の客観的な目的・性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められない行為に関する経費は、これに該当しないものというべきである。⇒目黒区議会議員が目黒区に対する住民訴訟を提起した際、①住民訴訟に証拠として提出する録音テープの反訳等費用、②法廷での区職員等の速記録反訳費用、③訴訟提起手数料等につき、③は政務調査費の調査研究費その他の項目との合理的関連性が認められず違法であるが、①、②は反訳文書を議員のホームページや広報誌に掲載しており、また、議会質疑にも用いることができることから、調査研究費以外の資料作成費や広報費に該当する可能性があるから用途基準に適合しないとは言えないとした。

最高裁判所第二法廷平成25年1月25日判決は、合理性があると認められた内規（用途基準）を適用する上で、当該経費が、同基準に適合するか否かの解釈基準・判断基準として、「目的・性質における調査研究活動との合理的関連性」を呈示した。

この基準は、直ちに下級審の判例で取り入れられている。例えば、仙台地方裁判所平成29年1月31日判決は、「議員の調査研究活動は、市政

全般に及び、その調査研究の対象、方法も広範かつ多岐にわたるものであり、調査研究活動の手段方法及び内容の選択に当たっては、議員の自主性及び自律性を尊重すべき要請も存在することから、いかなる手段方法によりいかなる調査研究活動を行うかについては、議員の広範な裁量的判断に委ねられている側面があることは否定できない。したがって、政務調査費の支出が本件用途基準に合致しない場合とは、支出を行った会派又は議員の判断が不合理といえる場合、すなわち政務調査費の支出と調査研究活動との間に合理的関連性がない場合をいうものと解すべきである。」としている。

#### 第4 判例調査Ⅲ（具体的な政務活動費支出の適否判断）

上記第2の最高裁判所第一小法廷平成17年11月10日判決及び上記第3の最高裁判所第二法廷平成25年1月25日判決により、住民が、特定の政務活動費支出が違法であると提訴する場合、裁判所は、①原告住民が根拠とする法規の他、具体的用途基準や内規の合理性の有無を判断し、②内規等そのものが不合理である場合には違法、③内規等が合理性を有する場合、当該内規等を参考としつつ、個別の支出について、その目的と性質において政務活動との間に合理的関連性が無い場合も当該内規等に合致しない支出として違法とする判断を行っているとして評価できる。そして、④個別の支出につき、当該内規等に合致しない支出と認定するにあたり、支出者である会派または議員にて、政務活動との関連性に関する反論及び反証を求め、反証に成功しなかった場合に違法認定している。

政務活動費及び政務調査費については、住民による情報開示や訴訟提起がなされ、多くの判例が積み重ねられた。個別具体的な政務活動費の支出につき、これら判例の調査は不可欠である。

本監査にあたり、佐世保市の事例判断のため参考とした判例は以下のと

おりである。各判例にて裁判所が判示している政務活動費の適否の判断基準については、後述する分類毎の基準に付記している。なお、本件監査に、以下の判例を援用する場合、「1 山梨県議会旅費等返還請求事件」の場合、「裁判例1」と表示する。

- 1 山梨県議会旅費等返還請求事件（最高裁判所第一小法廷平成26年5月19日判決）
- 2 橿原市議会政務調査費違法支出不当利得返還請求控訴事件（大阪高等裁判所平成26年3月18日判決）
- 3 福岡市議会政務調査費返還請求住民訴訟事件（福岡地方裁判所平成25年11月18日判決）
- 4 名古屋市議会住民訴訟控訴事件（最高裁判所第一小法廷平成25年9月19日判決）
- 5 掛川市議会不当利得返還請求権行使請求事件（静岡地方裁判所平成25年7月26日判決）
- 6 新潟県議会政務調査費返還履行請求控訴事件（東京高等裁判所平成25年6月4日判決）
- 7 青梅市議会不当利得返還（住民訴訟）請求事件（東京地方裁判所平成25年4月24日判決）
- 8 堺市議会政務調査費返還請求事件（大阪高等裁判所平成25年3月22日判決）
- 9 目黒区議会損害賠償請求控訴事件（東京高等裁判所平成24年10月31日判決）
- 10 徳島市議会政務調査費違法支出不当利得返還命令請求控訴事件（高松高等裁判所平成24年10月18日判決）
- 11 釧路市議会損害賠償請求控訴事件・同附帯控訴請求事件（札幌高等裁判所平成23年11月25日判決）

- 1 2 大分県議会政務調査費返還等請求控訴事件（福岡高等裁判所平成24年1月31日判決）
- 1 3 岩手県議会政務調査費返還請求控訴事件（仙台高等裁判所平成23年9月30日判決）⇒県側最高裁上告も棄却、確定。
- 1 4 西宮市議会政務調査費違法支出返還請求事件（神戸地方裁判所平成23年5月11日判決）
- 1 5 直方市議会政務調査費返還請求事件（福岡地方裁判所平成23年1月21日判決）
- 1 6 小山市議会政務調査費不当利得返還請求事件（宇都宮地方裁判所平成23年1月19日判決）
- 1 7 名古屋市議会政務調査費返還代位請求控訴事件（最高裁判所第一小法廷平成22年9月30日判決）  
※第二審名古屋高裁判決を支持し上告棄却したもの。
- 1 8 函館市議会公金等不当利得返還請求等控訴事件（札幌高等裁判所平成22年9月16日判決〔差戻審〕）
- 1 9 小松市議会公金違法支出損害賠償請求事件（金沢地方裁判所平成22年3月29日判決）
- 2 0 熊本市議会政務調査費返還履行請求事件（熊本地方裁判所平成22年3月26日判決）
- 2 1 函館市議会公金不当利得返還等請求事件（最高裁判所第三小法廷平成22年2月23日判決）
- 2 2 枕崎市議会政務調査費返還履行請求事件（福岡高等裁判所宮崎支部平成21年9月18日判決）
- 2 3 太田原市議会政務調査費不当利得返還請求事件（宇都宮地方裁判所平成21年7月15日判決）
- 2 4 桑名市議会損害賠償（住民訴訟）請求等控訴事件（名古屋高等裁判所

平成21年2月26日判決)

- 25 倉敷市議会政務調査費返還請求事件（岡山地方裁判所平成21年2月17日判決）
- 26 名古屋市議会政務調査費返還代位請求控訴事件（最高裁判所第二小法廷平成21年1月16日判決）
- 27 島根県議会政務調査費返還請求事件（松江地方裁判所平成20年11月10日判決）
- 28 京都府議会会派運営費不当利得返還請求事件（大阪高等裁判所平成29年5月26日判決）

## 第5章 本監査における視点及び基準・方法

### 1 本監査の視点

(1) 「第3章 政務活動費の制度趣旨・沿革」より、政務活動費は、かつて名誉職とされていた地方議会議員が、その議員としての活動のために発生する経費の保障という起源から、日本国憲法成立、国民主権確立と地方自治制度採用を経て、地方議会の活性による地方自治制度の充実を目的として、その支出につき積極的な意義が見出されるに至った。

かかる事情からすれば、本監査において、佐世保市における実際の政務活動費の支出状況監査にあたり、市議会及び各会派の裁量を尊重し、その違法判断を慎重に行うべきとも考えられる。

(2) しかし、他方で、政務活動費の支出状況監査にあたり、その適法性判断について、以下のとおり厳格に判断すべき相対立する事情が存在する。

ア 政務活動費は公費である以上目的外使用、特に、議員や関係者の利益に付されることは許されず、その透明性確保が当然要請される。

イ 特に、昨今、国民の意識として、日本国全体としての経済状況につ

いて不景気と称する時期が長らく続いていると思われる。その上、少子高齢化の進行により社会保障関係費の国民への負担は回避し辛く、担税力の低迷との調整が容易ではない。かかる事情から、納税者である国民・住民としては、税金の使い道については敏感になっており、政務活動費制度自体に対する批判も少ないとはいえない。

ウ 経費において実費弁償が原則となるところ、政務活動費制度は自治体毎での算定方式に従い、一定額をあらかじめ会派または議員へ交付し、各自の判断にて支出、事後報告を行うという預託方式が通常である。民間企業の従業員の経費精算は、その業態等に応じて、事後精算方式と預託方式を使い分けているところ、政務活動費制度が預託方式を原則としている理由は、政務活動費制度の目的が公益であり、地方議会議員の清廉性により目的外支出を行わないという期待と、政治活動の自由の側面として機動的な経費支出権限を会派または議員に与えているためと考えられる。その結果、会派または議員にて、政務活動費の支出にあたっては、市政のための活動であることの立証責任を負担せざるを得なくなっている。

エ 昨今のICT技術の革新により、政務調査費制度の導入が検討された時期以前と比較して、あらゆる情報の入手量、精度、速度及びコストが飛躍的に進化した。地方議会議員の政務活動において、その情報収集、市民との双方向交流につきインターネットを利用することにより、従来よりも低予算にて容易に可能となった。ICT技術革新が、直接政務活動費制度の範囲を制約するとは限らないが、政務活動費を用いた調査活動等の結果が、インターネットにて容易に収集できるものに止まる場合、活動方法に疑義を呈されるおそれがある。

(3) 以上より、本監査では、個別の政務活動費の適法性判断にあたり、法令及び判例を根拠としつつ、会派側にとって厳しい視点にて行うことと



した。ただし、それぞれの根拠とする判例については、前提事実の違いや射程の問題があり、また、仮に、本監査において違法と判断する場合であっても、会派による反論及び反証によって適法とされることもあり得ることは付言しておく。

## 2 本監査の基準・方法

- (1) 「第4章 政務活動費等の使途の適正等につき争われた判例の調査」の結果に従い、佐世保市の政務活動費に関する条例及び内規について、地方自治法と政務活動費制度の趣旨に照らし、その合理性の有無を調べる。
- (2) 次に、佐世保市の各会派の令和元年度報告書及び令和2年度の報告書より把握できる個別具体的な政務活動費支出につき、その目的及び性質が合理性を有するか否かを調査する。

なお、包括外部監査人は、この調査のため、政務活動費の各分類につき、①佐世保市使途基準と②判例をまとめたスケールを作成した。これについては、本報告書末尾に添付する。また、具体的な調査にあたっては、佐世保市議会運営課（以下「議会運営課」と略称することがある。）に各会派の令和元年度報告書及び令和2年度の報告書について、包括外部監査人にて一般公開されている部分の交付を受け（本監査結果報告書では「一次開示」と評する）、これらについて金額や報告書の有無、目的及び性質の合理性判断等を整理した表を包括外部監査人が作成し、さらに精密な調査を要すると判断した場合、報告書の原本確認（本監査結果報告書では「二次開示」と評する）し、各支出の適否を判断した。

- (3) 前（2）の調査にあたり、各会派の報告書の内容や添付資料等につき不明点があれば、佐世保市及び各会派に照会を行い、その結果について、目的及び性質の合理性を再検討した。

## 第6章 佐世保市の政務活動費に関する条例及び内規の調査・意見

## 第1 佐世保市の政務活動費に関する条例及び内規について

### 1 佐世保市議会政務活動費交付条例（平成25年2月27日条例第2号）

本条例の内容は、概ね全国都道府県議会議長会が、平成24年に作成した「政務活動費条例（例）」に沿うものである。その特徴は、以下のとおりである。

- (1) 交付対象は、会派である（所属議員が1人の場合も含む。）。
- (2) 交付額は、月毎、当該会派所属議員数に5万円を乗じた額であり、各半期に一括給付される預託方式を採用している。
- (3) 政務活動費を充てることができる範囲として、「会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動」としている。それぞれの項目の定義は、以下のとおりである。

#### ア 調査研究費

会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費

#### イ 研修費

会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費

#### ウ 広報費

会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費

#### エ 広聴費

会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費

#### オ 要請・陳情活動費

会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費

カ 会議費

会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への  
会派としての参加に要する経費

キ 資料作成費

会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費

ク 資料購入費

会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に関する経費

ケ 人件費

会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費

コ 事務費

会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費

2 佐世保市議会政務活動費の交付に関する規程（平成25年2月27日議会議程第1号）

佐世保市議会は、政務活動費につき、本規程にて必要事項を定めている。同規程により、政務活動費は、各会派の代表者が、毎年度、佐世保市長に対して議長を通じて政務活動費交付申請書を提出し、市長が交付額を決定することとしている。また、同規程は、政務活動費の透明性確保のため、議長は、各会派から提出される収支報告書の写しを市長に提出し、各会派は、経理責任者を定めて政務活動費の支出に関する会計帳簿を調製し、これを収支報告書提出期限日から5年間保管するものとしている。

3 政務活動費運用指針（平成29年3月）

- (1) 佐世保市議会は、政務活動費の使途基準として、政務活動費運用指針を定めている。同運用指針は、①政務活動費の概要説明、②政務活動費の使途基準説明、③政務活動費各項目の使途基準運用指針説明、④領収書等の整理及び情報公開説明を内容としており、上記佐世保市議会政務活動費の

交付に関する条例及び同交付に関する規程と政務活動費に関する書式が添付されている。

(2) 政務活動費の内規や使途基準は、政務活動の内容が各地方自治体の固有の事情に対応する必要のため、一定の裁量が認められているところ、佐世保市の政務活動費運用指針の特色は、以下のとおりである。

ア 政務活動費の分類にあたり、佐世保市運用指針は、全国都道府県議会議長会の「政務活動費条例(例)」とほぼ同じであるが、「同条例(例)」の「広聴広報費」について、佐世保市運用指針では「広報費」と「広聴費」に分割されている。その中で、「広報費」の支出科目例として、交通費が含まれているが、その内容は、「タクシー代、自家用車を利用して政務活動を行った場合のガソリン代等をいう。」とされている。また、「広報費」の支出科目例として、電話代が含まれているが、その内容は、「電話料、FAX料等をいう。」との抽象的な記載に止まっている。他方、広聴費につき、支出科目例として、会場使用料を挙げつつも、交通費や電話代は例として挙げられていない。

なお、「広報費」に含まれるガソリン代については「毎月の使用料の1/2とし、10000円を限度とする」とされ、また、電話代については、携帯電話使用料として「毎月の使用料の1/2とし、7000円を限度とする」とされている。

イ 「調査研究費」につき、鉄道費、バス代等の旅費と宿泊費が支出可能とされているところ、旅費の支給方法については、佐世保市旅費条例に基づく佐世保市職員の旅費の支出基準等に準ずるものとされている。

ウ 「研修費」につき、使途基準の主な内容として、調査研究委託費等も含まれている。

## 第2 条例に対する意見等

## 【評価】

条例に関しては、規範、すなわち地方自治法に違反する内容ではない。また、議長が政務活動費適正運用を期するとし、使途の透明性確保の努力規定を明示していることは適切である。収支報告書及び領収書について、5年間の保存義務を課しているが、この5年間という期間は、政務活動費に関する条例において通常定められている期間といえる（東京都、大阪府、長崎県及び長崎市等も同様。）。

さらに、交付対象につき、会派のみとしている。これにより、議員の支出につき、会派としてのフィルターをかけ、議員による目的外使用防止を図り、政務活動費の適正な運用を担保させようとしている。

以上より、佐世保市議会政務活動費交付条例の内容は全体として、適切と思料する。

## 【意見】

ただし、後述のとおり、政務活動費運用指針において、広報費の運用につき規範に反していると思われる部分がある。これにつき、佐世保市にて是正を検討するのであれば、条例において、広報費と広聴費を別扱いとしていることについても、「広聴広報費」として再編成することを検討されたい。

## 第3 規程に関する意見等

### 【意見】

規程中、本則部分については、特に、指摘ないし意見を呈すべき部分はない。ただし、添付資料中、様式2「政務活動費 燃料費 支払証明書」及び様式3「政務活動費 携帯電話使用料 支払証明書」は、後述のとおり、政務活

動費運用指針の「広報費」については是正するべき部分があると思われ、佐世保市にて、この是正を検討するのであれば、これらの様式についても改廃されたい。

#### 第4 政務活動費運用指針に関する意見等

##### 【指摘】

##### 1 結論

「Ⅲ 使途基準の運用指針」の「2 支出科目別運用指針」中「(2) 研修費」について、その使途基準の主な内容として、「委託費等：調査研究委託費等」が含まれているが、これについては、「(1) 調査研究費」に移すべきである。

##### 2 理由

研修費は、政務活動の一範疇として、会派または議員自身が、市政や地方行財政に関する知識獲得と執務能力を高めるための学習を行うための費用である。他方、調査研究費は、会派または議員が、市政等に関する研究及び調査委託に関する経費である。両者はその性質上隣接している事項であるが、その分水嶺は、結果的に、研修費が、会派または議員自身の資質・能力向上を目的としており、調査研究費が、事件、事案、制度等会派または議員の外部の事象につき精度の高い状況把握と分析結果を得ることを目的としていることにある。したがって、調査研究委託費について、会派または議員自身の資質・能力向上ではなく、市政や地方行財政等に関する一定の分析結果の取得にある以上、研修費ではなく、調査研究費に含めることが妥当である。

これについては、上記第3章第3の2(1)アのとおり、全国都道府県議会議長会の平成24年作成「政務活動費条例(例)」によれば、調査研究

費の定義として、「会派（所属議員を含む。以下同じ。）が行う……調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費」とされていることから、修正されて然るべきである。

なお、「調査研究委託費等」について、項目が、調査研究費と研修費のいずれであっても、究極的には政務活動に含まれるとして特に留意しないという見解も考えられる。しかし、政務活動費の分類如何につき、判例上、「当該分類事項に含まれているかどうか」が争点となった事案がある。したがって、本指摘については、過小評価しないように留意されたい。

## 【意見】

### 1 結論

- (1) 広報費中「交通費」として、「会派所属議員のガソリン代支出につき、一人当たり毎月の使用料の1/2とし、10000円を限度とする。」という明細を問わない制度について、撤廃を含め見直されたい。
- (2) 前(1)に伴い「Ⅲ 使途基準の運用指針」の「2 支出科目別運用指針」中「(3) 広報費」の「カ. 交通費」について、適宜修正されたい。

### 2 理由

- (1) 現状、佐世保市の運用指針では、広報費として、議員が使用した自動車（自家用車が中心と思われる。）につき、そのガソリン代の2分の1を毎月上限1万円まで支出可能とされており、後述の各会派の監査結果のとおり、各会派にてガソリン代を計上している。
- (2) 会派所属議員が費消したガソリン代を、政務活動費、特に広報費として支出することを容認した理由については制度上明らかではないが、「会派が行う活動、市政について住民への報告のため議員が自動車にて移動する機会」を想定しているものと推測できる。政務活動費からの支出制限として、実際に支出したガソリン代の2分の1としている部分は、

議員の自動車利用につき政務活動として行ったものとそれ以外のものが混在することを想定して按分比例したものと予測できる。さらに、政務活動費からの支出上限を1万円とした理由は、たとえ政務活動による自動車利用であるとしても無制約の支出を認めない趣旨であると考えられる。

これにつき、包括外部監査人にて、佐世保市議会運営課へ問い合わせた結果、「平成19年度における政務調査費等検討委員会において、私的な部分と公的（政務調査）な部分の区分が難しいことから、使用状況の実態調査を行い、燃料代については、月約2万円の支出があり、携帯電話使用料については月約1万4000円の使用が認められたため、公的な部分を約50%と見て、限度額を各々決定した経緯がある。現状では、限度額以内であれば満額でも交付できるようになっているが、本来の指針策定趣旨を鑑みるに、実費の半額を交付対象とした上で限度額を各々設定すべきと言える。」とのことであった。

(3) 議員が、市政について住民への報告のため自動車にて移動すること自体は想定できないものではなく、また、按分比例や上限設定等の規制を設けていることについては、一定の評価の余地はある。しかし、現行の広報費からの包括的なガソリン代支出認容は、以下の点で疑問が残る。

ア 月限度1万円分のガソリンを消費する広報活動を想定できないこと

自動車の燃費にもよるところであるが、裁判例9によれば、調査研究費におけるガソリン代の政務調査費の支出が問題となった事例において、「1リットル10キロメートル換算」が用いられている。これは、昨今の自動車の燃費傾向を勘案すると、かなり短い基準と考えられる。そして、ガソリン代について、1リットルあたり170円（レギュラーガソリンの場合若干高めとなる。）とすると、1万円で約58.



8リットルのガソリン購入が可能であり、同量から約588キロメートルの移動が可能となる。

市政に関する広報活動として、自動車を用いられる事例としては、①政務活動の報告会を行う場合の会場や演説地等への移動、②街宣車を用いての移動しながらの政務活動報告が考えられるが、①につき月毎588キロメートルを要する報告会等の開催は想定しにくい。また、②についても実際にそのような事例があるとは思われない。

他方で、後述の個別監査のとおり、ガソリン代を広報費として政務活動費から支出する場合、議員が、具体的にどのような政務活動を行ったのかが判明する資料は提出されていない。

かかる事情からすると、現行の広報費からのガソリン代の包括的支出は、実際には政務活動ではない自動車利用に消費されたガソリン代に支出されているという疑いが常に発生することになる。

なお、この問題について、佐世保市議会運営課に照会したところ、「佐世保市役所から遠方の町（鹿町町）であれば、25kmほど離れており、往復で50kmと考えると、（1万円のガソリン代で）600km程度であれば12往復する距離となる」との事情が勘案されたとのことである。現実的に、毎月、①市政報告のための会場への移動、②街宣車を利用した政務活動報告につき、佐世保市役所から遠隔地へ12往復することは想定しにくく、実際にそのような活動を行っている議員がいるのかどうかについて強い疑義がある。

#### イ 実費主義に反すること

広報費名目でのガソリン代の包括的な支出容認が、政務活動費の実費主義に反することは明白である。

前アと関連するが、佐世保市の運用指針において「Ⅱ 政務活動費の使途基準」の「1 使途基準別表（規定第5条）」の「3 広報費」

は、「会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費」と定義されている。そして、その具体的内容として、「交通費」及び「広報車等の賃借料、燃料費」が規定されているが、前者は「タクシー代、自家用車を利用して政務活動を行った場合のガソリン代等をいう。」とされ、後者は「広報のためのレンタカー代並びにその燃料費をいう。」とされている。これらの規定からは、個別具体的な広報活動実行を前提に、その広報活動に必要な移動の経費を賄うとすることが自然な解釈であり、広報費についても原則として実費主義が採用されていると解される。これに対して、佐世保市の運用指針「Ⅲ 使途基準の運用指針」の「2 支出科目別運用指針」の「(3) 広報費」、「カ. 交通費」にて、本件の包括的ガソリン代支出の規定が設けられており、この間の飛躍は著しいと思われる。

#### ウ 按分率が不適切であること

仮に、包括的なガソリン代支出を容認する場合であっても、現状の按分率は是正を要すると思われる。判例上、政務活動費の支出につき、按分を要するとしている例としては、「2分の1を超える部分を違法」とする按分率を適用している例が多い。これは、「支出対象が、①市政に関する調査研究活動またはこれに関連する活動と、②それ以外の議員としての活動（政党活動、選挙活動及び後援会活動等）が混在する場合」を想定しているものである。これに加えて、③議員がその職責を離れた私的活動が混在する場面がある。すなわち、判例上、「会派控室での事務作業のため必要である事務用品購入費用や人件費」については、会派控室の性質上、その室内での議員の活動は、上記①または②のいずれかに限られるとの推測から、按分率2分の1が適用される例が多い（裁判例12等）。これに対して、「自宅兼事務所内での事務用品購入費用、備品費用」については、その場所につき議員の私生活

の場でもあることから、上記①、②の他、③まで含まれることが考えられ、そのため按分率3分の1を適用しているものと考えられる。佐世保市の「議員が使用する自動車のガソリン代」への補助の場合、その自動車につき、議員が私的に使用することを除外するものかどうかは不明確である。したがって、本件の議員の自動車利用は、①市政に関する調査研究活動またはこれに関連する活動、②政務活動以外の議員活動の他、③議員の私的利用まで含まれるものと考えられ、按分率について「毎月のガソリン代の3分の1まで」とすることが適切と思料する。

#### エ 上限額が不適切であること

仮に、包括的なガソリン代支出を容認する場合であっても、現状の上限額1万円は是正を要すると思われる。上記アのとおり、1万円で約58.8リットルのガソリン購入が可能であり、同量から約588キロメートルの移動が可能となる。「議員が市政に関する広報を行うため」の自動車利用にあたり、約588キロメートルの移動を要するとは到底考えられない。

### 【意見】

#### 1 結論

- (1) 広報費中「電話代」として、「携帯電話使用料の支出は、一人当たり毎月の使用料の1/2とし、7000円を限度と」するという明細を問わない現行の運用について、撤廃を含め見直されたい。
- (2) 前(1)に伴い「Ⅲ 使途基準の運用指針」の「2 支出科目別運用指針」中「(3) 広報費」の「キ. 電話代」について、適宜修正されたい。

#### 2 理由

- (1) 現状、佐世保市の運用指針では、広報費として、議員が使用した携帯

電話代につき、主に、通話料金（あらかじめキャリア決済を利用した商品等購入代金、携帯電話等端末購入費用は控除されている。）の2分の1を毎月上限7000円まで支出可能とされており、後述の各会派の監査結果のとおり、各会派にて携帯電話代を計上している。

(2) 会派所属議員が費消した携帯電話代を、政務活動費、特に広報費として支出することを容認した理由については明らかではないが、ガソリン代と同様に、「会派が行う活動、市政について住民への報告のため議員が携帯電話を利用する機会」を想定しているものと推測できる。政務活動費からの支出制限として、実際に支出した携帯電話代の2分の1としている部分は、議員の携帯電話利用につき政務活動として行ったものとそれ以外のものが混在することを想定して按分比例したものと予測できる。さらに、政務活動費からの支出上限を7000円とした理由は、たとえ政務活動による携帯電話利用であるとしても無制約の支出を認めない趣旨であると考えられる。

(3) 議員が、市政について住民への報告のため携帯電話を用いることにつき想定できないものではなく、また、按分比例や上限設定等の規制を設けていることについては、一定の評価の余地はある。しかし、現行の広報費からの包括的な携帯電話代支出認容は、ガソリン代と同様に、以下の点で疑問が残る。

ア 月限度7000円分の携帯電話代がかかる広報活動を想定できないこと

市政に関する広報活動として、携帯電話が用いられる事例としては、①政務活動の報告会開催、広報紙作成、ホームページ作成等の直接的な広報活動遂行に付随して携帯電話を利用する場合、②市民に直接架電して市政に関する報告を行う場合が考えられる。しかし、①、②とも、長時間の通話は例外的であると思われる。また、②については、

携帯電話のテレビ電話アプリを利用する等して、複数の市民を相手に市政報告をするということは考えられるが、通常の一対一の通話形態での利用では、「市民に対する市政報告」を行うことを想定することは難しい。

他方で、後述の個別監査のとおり、携帯電話代を広報費として政務活動費から支出する場合、議員が、具体的にどのような政務活動を行ったのかが判明する資料は提出されていない。

かかる事情からすると、現行の広報費からの携帯電話代の包括的支出は、実際には政務活動ではない携帯電話利用の料金に支出されているという疑いが常に発生することになる。

#### イ 実費主義に反すること

ガソリン代と同様に、広報費名目での携帯電話代の包括的な支出容認が、政務活動費についての実費主義に反することは明白である。

#### ウ 按分率が不適切であること

仮に、包括的な携帯電話代支出を容認する場合であっても、現状の按分率は是正を要すると思われる。ガソリン代と同様に、議員の携帯電話利用目的としては、①市政に関する調査研究活動またはこれに関連する活動、②それ以外の議員としての活動（政党活動、選挙活動及び後援会活動等）、③議員がその職責を離れた私的活動が混在していると考えられる。したがって、按分率については、2分の1ではなく、3分の1を適用すべきと思料する。

#### エ 上限額について再吟味を要すること

仮に、包括的な携帯電話代支出を容認する場合であっても、現状の上限額7000円については、「議員が市政の住民への報告として携帯電話を用いた実態」を調査し、実際にどの程度の通話時間を要するかを検討して、上限額を再吟味すべきである。

## 【意見】

### 1 結論

政務活動費の分類として、広報費と広聴費を分割していることにつき、広聴広報費として再編成し、運用指針についても両者の統合等改良された。

### 2 理由

(1) 全国都道府県議会議長会が作成した「政務活動費条例(例)」は、会派または議員の市政についての住民に対する報告する広報活動と住民から市政、政策等の要望や意見を聴取する広聴活動につき、「広聴広報活動」として一括分類している。これは、会派や議員が、市政に関する情報を住民から聴取する際、住民の要望や意見も同時に聴取できる双方向の場面を容易に想像できるからと推測できる。例えば、議員と市民が同じ空間に集まったの会合、会派や議員が市政報告のため作成したホームページにおいて、市民からの要望や意見を募集するフォームを設置したり、専用のメールアドレスを掲示する等である。

かかる事情からすれば、広報費と広聴費については、統合して扱った方が便宜である。

(2) 広報費と広聴費を区別した結果、具体的な使途基準に齟齬があると思われる。

佐世保市の運用指針中、「Ⅱ 政務活動費の使途基準」の「1 使途基準別表(規定第5条)」の「3 広報費」の具体例としては、①広報誌・報告書印刷費、②交通費、③郵送料、④電話代、⑤会場使用料、⑥広報車等の賃借料、燃料費が挙げられているが、「4 広聴費」については、①会場使用料、②印刷費のみとなっている。

これを受けて、佐世保市の運用指針中、「Ⅲ 使途基準の運用指針」の

「2 支出科目別運用指針」の「(3) 広報費」の「使途基準の主な内容」として、会場費、交通費、消耗品費、印刷製本費、記録費、委託費及び通信費が挙げられているが、「(4) 広聴費」の「使途基準の主な内容」は、会場費、消耗品費、印刷製本費、資料費、記録費及び委託費のみとなっている。

これらの差異は、特に、広報費について、上述のとおり包括的なガソリン代支出及び携帯電話代支出を認めていることによるものと推測できる。しかし、これらの包括的な経費支出については見直されるべきであり、他方で、個別具体的な事案毎の交通費及び通信費支出を広報費にて容認する場合、これらを広聴費につき認めない合理的理由を見出しがたい。したがって、広聴広報費としての両者の統合の上で、その使途基準についても見直すことが妥当である。

(3) 現状、広報費と広聴費を区別した上で、政務活動費の対象につき広報費を厚くしているといえる。これは、会派または議員と住民間の市政に関する情報交換にあたり、住民から会派及び議員への意見、要望を行うことについて劣位に置いているとの評価も考えられるところである。この点についても、両者の統合の必要性として斟酌するべきである。

## 【意見】

### 1 結論

事務費につき、現行、全額の政務活動費からの支出を容認しているが、2分の1按分の適用を検討されたい。

### 2 理由

(1) 事務費につき、「Ⅲ 使途基準の運用指針」の「2 支出科目別運用指針」中「(10) 事務費」にて、事務機器費、消耗品費、印刷製本費、負担金等の支出が認められており、これらについては、全額の政務活動費

からの支出がなされている。

これにつき、佐世保市担当部局より、以下のとおり説明があった。

ア 事務費として計上されている複合機リース料、文房具等事務消耗費は、もっぱら各会派控室にて使用される分である。

イ 担当部局にて、議員に対して、政務活動費について、「議員の活動に必要な経費の一部として交付されているものである」との趣旨説明を行っており、各会派から計上されている費用について、政務活動費のみに利用したものであると取り扱っている。

(2) 判例上、按分を行っている例として、会派控室の事務費が顕著である(裁判例12等)。これは、会派控室の場合、その内部での事務作業について、私的利用を目的とすることは考えにくいところであるが、①市政に関する調査研究活動またはこれに関連する活動以外に、②それ以外の議員としての活動(政党活動、選挙活動及び後援会活動等)が混在することが容易に想定できるためである。佐世保市においても、各会派が、請願のため紹介議員への依頼希望者への対処や、政党活動及び選挙活動に関する事務を会派控室にて行うことが十分考え得るところであり、佐世保市においても按分を施すことが適切である。なお、按分率としては、上記①及び②の2種別を考慮すると、2分の1とすることが妥当である。ただし、判例上、「10分の9を超過する部分についてのみ違法」としている例もあり、佐世保市では、上記(1)のとおり、会派控室での事務費を政務活動費から支出するにあたり、②の費用については予め控除することを求めていることに鑑み、政務活動費からの支出を認める按分率を2分の1よりも大きくすることも考え得るところである。

(3) 以上に対して、佐世保市にて、事前の政務活動費の趣旨確認等をもって全額支出が適法であるとの見解も考えられる。しかし、現状の報告書上、実際の事務費支出について、その全てが政務活動であることを裏付



ける資料が存在しない以上、仮に、目的外支出を理由とする不当利得返還請求訴訟等を提起された場合、裁判所より佐世保市（補助参加の場合、会派を含む。）に対して、政務活動費による支出であることの立証を求められることが予測される。この場合の立証事項としては、「政務活動費からの支出について、その対象行為が政務活動であること」、もしくは、「会派控室内での政党活動、選挙活動または後援会活動の不存在」、または、「会派控室内での政務活動、選挙活動または後援会活動を行っているが、その経費につき政務活動費以外から支出していること」となることが予測され、これらの立証は容易ではないと思われる。

かかる反論、反証を佐世保市及び会派にて求められる危険への対処として、按分を用いることを検討するべきである。

## 第7章 佐世保市各会派の政務活動費総論及び個別具体的な監査における目的性質合理性判断のスケール

### 第1 前論

佐世保市の政務活動費に関する条例及び内規についての監査結果は、前章のとおりである。次章より、各会派の令和2年度及び令和元年度の政務活動費に関する個別具体的な監査を行う。これにあたり、佐世保市各会派の政務活動費の総覧及び個別具体的な監査の観点として目的性質合理性判断のスケールを示す。

### 第2 佐世保市各会派の政務活動費の総覧

#### 1 各会派の政務活動費概況

##### (1) 令和元年度

令和元年度は、佐世保市議会議員の選挙に伴い、年度途中で会派構成

に変動があった。そこで、同年度4月分と5月から3月までに分離して表記する。

令和元年度4月							
(1) 収入							単位：円
項目	緑政クラブ	自民党市民会議	市政クラブ	市民クラブ	公明党	社会民主党	合計
政務活動費	400,000	350,000	250,000	200,000	200,000	150,000	1,550,000
(2) 支出							単位：円
項目	緑政クラブ	自民党市民会議	市政クラブ	市民クラブ	公明党	社会民主党	合計
調査研究費	1,400	166,200	0	0	0	0	167,600
研修費	0	0	0	0	0	0	0
広報費	114,330	52,105	57,150	41,540	48,522	40,133	353,780
要請・陳情活動費	0	0	0	0	0	0	0
会議費	0	0	0	0	0	0	0
資料作成費	0	0	0	0	0	0	0
資料購入費	16,092	67,182	0	4,130	0	6,544	93,948
人件費	0	0	0	0	0	0	0
事務費	89,614	167,272	68,928	171,103	31,968	28,736	557,621
計	221,436	452,759	126,078	216,773	80,490	75,413	1,172,949
(3) 残額							単位：円
項目	緑政クラブ	自民党市民会議	市政クラブ	市民クラブ	公明党	社会民主党	合計
残額(返納)	178,564	0	123,922	0	119,510	74,587	496,583

令和元年度 5月～3月					
(1) 収入					単位：円
項目	自民党市民会議	市民クラブ	公明党	日本共産党	合計
政務活動費	11,250,000	3,850,000	2,200,000	550,000	17,850,000
(2) 支出					単位：円
項目	自民党市民会議	市民クラブ	公明党	日本共産党	合計
調査研究費	3,795,550	1,650,930	28,760	0	5,475,240
研修費	0	0	216,760	0	216,760
広報費	2,501,745	1,554,141	606,748	27,625	4,690,259
要請・陳情活動費	0	0	0	0	0
会議費	0	0	0	0	0
資料作成費	0	0	0	0	0
資料購入費	362,850	157,760	48,193	56,350	625,153
人件費	0	0	0	0	0
事務費	2,342,704	708,853	494,800	207,480	3,753,837
計	9,002,849	4,071,684	1,395,261	291,455	14,761,249
(3) 残額					単位：円
項目	自民党市民会議	市民クラブ	公明党	日本共産党	合計
残額（返納）	2,247,151	0	804,739	258,545	3,310,435

(2) 令和2年度

令和2年度4月～3月						
(1) 収入						単位：円
項目	自民党市民会議	市民クラブ	公明党	日本共産党	歩みの会	合計
政務活動費	11,400,000	4,200,000	2,400,000	600,000	600,000	19,200,000
(2) 支出						単位：円
項目	自民党市民会議	市民クラブ	公明党	日本共産党	歩みの会	合計
調査研究費	1,444,720	488,720	0	0	0	1,933,440
研修費	347,190	0	0	0	0	347,190
広報費	2,662,520	1,460,214	570,387	21,838	182,904	4,897,863
要請・陳情活動費	0	0	0	0	0	0
会議費	0	0	0	0	0	0
資料作成費	0	0	0	0	0	0
資料購入費	158,406	178,693	49,200	68,112	0	454,411
人件費	0	0	0	0	0	0
事務費	1,999,640	1,361,613	741,287	249,502	168,905	4,520,947
計	6,612,476	3,489,240	1,360,874	339,452	351,809	12,153,851
(3) 残額						単位：円
項目	自民党市民会議	市民クラブ	公明党	日本共産党	歩みの会	合計
残額(返納)	4,787,524	710,760	1,039,126	260,548	248,191	7,046,149

2 傾向

佐世保市の政務活動費に関する傾向としては、まず、要請・陳情活動費、会議費、資料作成費、人件費が支出されていないことが特徴的である。これについては、要請・陳情活動を行っているが、別途、出張を伴う調査研究に含まれるとして処理されているという事情がある。また、会議費や資料作成費は、佐世保市の議員の活動にあたり、会派控室が存在し、同室での会議や事務処理をもって賄えているという事情がある。また、人件費については、各会派が政務活動を専門とする事務員を配する等していないという理由によると推測できる。次に、多くの議員を擁する佐世保市民会議、

市民クラブ、公明党の政務活動費支出につき、広報費の占める割合が大きいことである。これは、例えば、佐世保市の令和2年度の政務活動費では、支出総額の4割程度を占めており、留意すべき事項といえる。

### 第3 目的性質の合理性判断に関するスケール

包括外部監査人は、佐世保市議会各会派の個別具体的な政務活動費支出についての監査にあたり、政務活動費の各分類について、第4章の「第4判例調査Ⅲ（具体的な政務活動支出の適否判断）」に掲げた各判例と佐世保市政務活動費運用指針を吟味し、スケールを作成した。

このスケールについては、本書末尾に添付する。

## 第8章 自民党市民会議の令和元年度報告書の調査・意見

### 第1 調査研究費

#### 1 大村湾議員連盟会費【意見あり】

年度	令和元年度		
会派名	自民党市民会議		
使途	調査研究費		
支出対象	大村湾議員連盟年会費及び振込手数料		
細目	金額	注意事項	
年会費	40,000	20人分	
振込手数料	550		
合計	40,550		
支出理由			
大村湾議員連盟の年会費2000円の20人分とのこと。二次開示資料によると、「大村湾沿岸議員連盟」が正式名称であり、大村湾の環境保全、沿岸市・町の活性化のための活動が目的である。大村湾沿岸市・町議会議員や大村湾沿岸選挙区選出県議会議員が会員資格である。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
報告書は存在しないが、代替資料として、「大村湾沿岸議員連盟規約」及び「大村湾沿岸議員連盟総会及び研修会の開催について（ご案内）」及び「令和元年度大村湾沿岸議員連盟総会・研修会について（ご報告）」と題する資料が提出されている。			
評価			
手続面	領収書及び振込証明書が付されているのみ。金額に誤りはない。		

内容面	判例上、個人加入団体の会費は否定されやすい傾向がある。本件は、「大村湾沿岸議員連盟」の名称であり、大村湾沿岸地域選出の県議会議員または市議会議員が会員資格となっており、大村湾とその沿岸地域の政策研究等を行う団体であることから、市政の研究調査との関連性は少なくないといえる。なお、各会費の領収書は、令和元年10月24日付けであり、同会の令和年度総会は、同月25日開催であることから、本会費支払いは、同総会及び付随する研修会への出席を前提としていたと評価できる。それゆえ、本会費支払いについては、目的、性質上の合理性を認めることができると思われる。ただし、総会出席者を明らかにし、総会と研修会についての報告書を提出しておくべきであったと思われる。
-----	---

〔補足〕

(1) 概要

自民党市民会議所属の議員20名の大村湾議員連盟会費及び振込手数料として、合計4万0550円が支払われている。

(2) 手続面での評価

支出額に相当する金銭支払証憑書類は提出されており、支払関係での問題は無い。

(3) 内容面での評価

ア 目的

「大村湾沿岸議員連盟」は、大村湾に隣接する地方公共団体の地方議会議員が加入要件であり、大村湾の地勢、産業の独自性に着目した政策立案とその調査、知識修得のための団体である。佐世保市は、大村湾と外海の接触点に沿岸部があり、漁業、養殖業、海運業等の産業や水質保全のための沿岸下水道整備、河川管理等について市政としての関わりが常に存在する。それゆえ、大村湾議員連盟に所属すること自体は、直接的な調査研究とはならなくとも、間接的な成果を見込むことができる。

め、会費支出の目的について合理性を否定できない。

#### イ 性質

判例上、個人加入団体への会費支出は違法とされやすい。団体の目的が、市政との合理的関連性を有する場合であっても、その会費支出は、調査研究や広聴広報の入口前の支出に過ぎず、単に会費を払っただけでは、それが市政にどのように活かされたのかが全く不明となる。例えば、その団体が、市政に関連する講習等を行い、これに対する受講料を支出したということであれば、直接性が認められ、その前提として会費納付が必要であれば、会費についても認められる余地があると思われる。他方、調査研究の成果の有無が不明である場合、会費支払がその目的及び性質上、政務活動の趣旨として合理性を有するかどうかは、対象となる団体の存立目的、性質、経費等の原資、活動内容等を総合考慮して判断することが適切と思料する。なお、議員連盟会費の場合、奈良地方裁判所平成28年12月27日判決が、繰越金不存在、議員連盟の活動内容自体の調査研究活動該当性から、会費への充当を合法としている。

本件では、会費の領収書が令和元年10月24日付けとなっており、同会総会及び研修会が同月25日に行われたことが提出資料から判明する。この内容から、本件会費支出が直後の同会総会及び研修会への参加のために行われた蓋然性がある。なお、この研修会は、主に、大村湾沿岸における大村湾の景観を活かした道路敷設等を内容としており、市政との目的及び性質上の関連性を認めることができる。ただし、本件については、同会総会及び研修会の資料が提出されていることから、会費を支払った者の内何人が同会総会等に参加したのか、また、研修会の内容について参加者の分析を交えた報告書を作成するべきであったと思われる。

#### ウ 小括【意見】



したがって、本件支出については、全額適法と考える。ただし、会費支出を前提とする具体的な協議会や研修会等について、その参加状況や研修内容に関する報告書を作成、提出すべきであり、報告書不存在が違法認定の理由となり得ることについて、今後注意していただきたい。

2 ローカル・マニフェスト推進ネットワーク九州参加費【意見あり】

年度	令和元年度		
会派名	自民党市民会議		
使途	調査研究費		
支出対象	ローカル・マニフェスト推進ネットワーク九州参加費		
細目	金額	注意事項	
参加費	3,000	北野正徳議員	
合計	3,000		
支出理由			
ローカル・マニフェスト推進ネットワーク九州参加費とのこと。詳細は不明。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
一次開示段階では報告書不存在。二次開示段階でも同様であり、議会運営課によると北野議員にて、病気療養等の事情もあり、出席は間違いないが、報告書作成等については明確に記憶していないとのことである。			
評価			
手続面	領収書が付されているのみ。		
内容面	ローカル・マニフェスト推進ネットワークは、民主主義制度の啓蒙、発展等を目的として、首長選挙の充実を達成するため、ローカル・マニフェスト作成支援を行う市民団体とのことである。研修会自体、市政に関する直接事項であることから、適法と考えるが、報告書は提出すべき。		

〔補足〕

(1) 概要

自民党市民会議所属の議員1名のローカル・マニフェスト推進ネットワ

ーク九州参加費として3000円が支払われている。

このローカル・マニフェスト推進ネットワークは、民主主義制度の啓蒙、発展等を目的とする市民側の民間団体である。特に、地方自治の充実を達成するため、マニフェストの重要性を意識し、全ての首長選挙にローカル・マニフェストを普及させることを目標としているとのことである。

## (2) 手続面での評価

支出額に相当する金銭支払証憑書類は提出されており、支払関係での問題は無い。

## (3) 内容面での評価

### ア 前論

佐世保市の「政務活動費運用指針」においては、会費が調査研究費に含まれるとした上で、「年会費その他その団体の会員資格を得るための会費については、団体の活動方針、組織、会計、活動実績等が明確であり、政務活動として認められる経費に限る。」(6頁)としているところ、具体的な基準が明らかでないため、「当該行為の客観的な目的・性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められ」るか否か(最高裁判所平成25年1月25日判決)という観点から以下判断する。

### イ 目的

上述のとおり地方自治の充実のため、ローカル・マニフェストの普及・促進を目的としている。その手法として、マニフェストについての学術的研究や発表、市民のマニフェスト運動の推進・支援を行っている。これらについて、地方自治体議員が積極的に参加することは、地方自治におけるローカル・マニフェストの基礎及び最新の知識を導入する機会となる。したがって、ローカル・マニフェスト推進ネットワークが開催する会合への参加について、その目的の合理性を否定できない。

#### ウ 性質

会合自体、地方自治及び市政に関する内容であり、それへの出席は、市政に関する調査研究に該当する。その対価たる参加費支出は、性質上合理性を否定できない。

#### エ 留意事項

ただし、本件については、報告書が全く存在しないため、参加した議員がいかなる知見を得たかが不明である。報告書の不存在は、たとえ調査研究の内容が市政そのものの事例であるとしても、支出した会派または議員が、実際に調査研究を行ったかが不明であり、違法と認定されるおそれがある。また、本件の支出項目については、調査研究費であるか研修費であるかについて再検討を要すると思われる。

#### オ 小括【意見】

本件支出については、全額適法と考える。ただし、報告書を提出すべきであり、また、支出項目については研修費とすることに留意していただきたい。

### 3 長崎県女性議員協議会 2019 年度会費

年度	令和元年度		
会派名	自民党市民会議		
使途	調査研究費		
支出対象	長崎県女性議員協議会 2019 年度会費		
細目	金額	注意事項	
参加費	1,000	宮田京子議員	
合計	1,000		
支出理由			
長崎県女性議員協議会会費とのこと。同会は、長崎県内の女性地方議員を加入資格とし、男女共同参画社会実現のための活動を目的とする団体である。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
二次開示にて、提出された資料を確認したところ、「第 20 回「長崎県女性議員協議会 総会及び研修会」開催のご案内」と題する書面写しが領収書に添付されていた。			
評価			
手続面	領収書が付されているのみ。		
内容面	一次開示では報告書等なし。佐世保市へ詳細について照会した結果、報告書代替となる上記資料の提出を確認した。会費支出日は令和元年 11 月 15 日であり、総会開催日は令和元年 11 月 15 日から同月 16 日である。したがって、本会費支払いは総会開催に備えての支払いであったと推測できる。市政との関連性での支出者による直接の説明が無い点は問題であるが、会費支出につき目的・性質の合理性否定には至らないと思われる。		

〔補足〕

(1) 概要

長崎県女性議員協議会は、長崎県内の女性地方議員により構成される男女共同参画社会実現のための活動を目的とする団体である。

## (2) 手続面での評価

支出額に相当する金銭支払証憑書類は提出されており、支払関係での問題はない。

## (3) 内容面での評価

### ア 目的

長崎県女性協議会の活動目的より、同協議会への所属及び活動は、両性の平等に基づく男女同権社会確立のための政策研究に資するものであり、同会への参加について、その目的の合理性を否定できない。

### イ 性質

判例上、個人加入団体への会費支出は違法とされやすいこと、また、団体の目的が、市政との合理的関連性を有する場合であっても、その会費支出は、調査研究や広聴広報の入口前の支出に過ぎず、会費支出のみに止まり具体的な成果が認められない場合、会費支払がその目的及び性質上、政務活動の趣旨として合理性を有するかどうかを、対象となる団体の存立目的、性質、経費等の原資、活動内容等を総合考慮して判断することが適切と思われることは、「1 大村湾議員連盟会費」と同様である。

本件では、本会派議員が、長崎県女性議員協議会に所属していることにより、同会での研修参加等が予測される。かかる事情から、会費支出についても政務活動上の目的・性質上の合理性を否定できないと思われる。なお、本件につき、後記「8 新上五島町視察（1名）」と同じ報告書が提出されており、会費支出目的説明も明らかとなっている。

### ウ 小括

本件支出については、全額適法と考える。

#### 4 東京視察（7名）

年度	令和元年度		
会派名	自民党市民会議		
使途	調査研究費		
支出対象	東京視察（7名）		
細目	金額	注意事項	
旅費	444,420		
宿泊費	207,200		
日当	63,000		
合計	714,620		
支出理由			
令和元年8月6日から同月8日にかけて（2泊3日）、①楽天クリムゾン本社、②首相官邸、③ながさき移住サポート館、④日本橋長崎館、⑤東京青果(株)を視察した際の出張経費。			
提出されている報告書の内容	丁数	11	<input type="checkbox"/> 報告書不存在または不明
A4サイズ合計11枚の視察報告書が出されている。ただし、内2枚は、作成者の修正を施した重複のものであり、報告書は実質9枚。視察先毎に報告書作成担当者を定めている。報告書は、①楽天クリムゾン本社、②首相官邸、③ながさき移住サポートセンター、④東京中央卸売市場、大田市場の視察につき提出されている。			
評価			
手続面	参加議員が出発地である佐世保駅へ向かうバス料金について報告書をまとめている。「佐世保市⇒東京都内⇒佐世保市」の移動につき、インターネットの行程検索サイト（JR特急料金につき繁忙期指定）を印刷した書面を添付している。また、航空券代の領収書写しが添付されている。		

内容面	<p>報告書から、視察先について、①楽天クリムゾン本社は、同社の地方創生事業に関する情報取得、②首相官邸については、内閣総理大臣補佐官への表敬訪問を行い長崎県及び佐世保市の懸案事項についての意見交換、③NPO法人ながさき移住サポートセンターについては、移住運動の成果に関する情報取得、④東京中央卸売市場・大田市場については、農産物生産と流通における卸売業者の現状に関する情報取得を行ったことが分かる。報告書は簡略ではあるが、取得情報を前提とした感想や意見が記載されており、佐世保市政への活用が見込まれる。それゆえ市政の調査研究に資するものといえ、本経費支出は全額適法と思料する。</p>
-----	---

[補足]

(1) 概要

民間企業の地方創生事業、国との佐世保市懸案事項の意見交換、並びに、NPO法人及び市場の視察のための旅行費用等である。

(2) 手続面での評価

支出額に相当する金銭支払証憑書類は提出されており、支払関係での問題はない。また、旅行費用については、インターネットを利用した旅行ルートと費用に関する資料が提出されており、この運用は、旅行費用支出にあたり類型化されている。なお、以下、①金銭支払証憑書類、②旅行ルートと費用の疎明資料につき問題がない場合、「旅程及び旅費等問題なし。」と称することがある。

(3) 内容面での評価

視察先は、佐世保市の経営基盤等に資するものであり、また、国との折衝も佐世保市固有の問題に関する情報取得と評価できる。その目的及びそのための旅費等支出について性質双方とも合理性を有する。

以上より、本件支出については、全額適法と考える。



5 沖縄視察（15名）【指摘あり】

年度	令和元年度		
会派名	自民党市民会議		
使途	調査研究費		
支出対象	沖縄視察（15名）		
細目	金額	注意事項	
旅費	1,143,160		
夕食代	48,000		
日当	135,000		
合計	1,326,160		
支出理由			
令和元年8月25日から同月27日にかけて（2泊3日）、①宜野湾市議会、②第14回九州・沖縄防衛議員連盟連絡協議会総会、③防衛省航空自衛隊那覇基地を視察・出席した際の出張経費。			
提出されている報告書の内容	丁数	18	<input type="checkbox"/> 報告書不存在または不明
A4サイズ合計18枚の視察報告書が出されている。参加した議員毎の所見が付されている。			
評価			
手続面	参加議員が出発地である佐世保駅へ向かうバス料金について報告書をまとめている。「佐世保市⇒沖縄県内⇒佐世保市」の移動につき、インターネットの行程検索サイト（JR特急料金につき繁忙期指定）を印刷した書面を添付している。また、航空券代の領収書写しが添付されている。		

内容面	<p>1 報告書から、視察先について、沖縄県における米軍基地問題と国防政策のための基地設置の必要性に関する情報収集を目的としていたことが分かる。報告書は、参加議員の一部につき簡略に過ぎるとされるものもあったが、取得情報を前提とした感想や意見が記載されており、佐世保市政への活用が見込まれる。なお、視察目的は、市政よりも国政に比重が置かれる事項に関わる部分もあるが、米軍基地及び自衛隊基地の存在に対して、市として市民の日常生活の維持・進化及び緊急時の対策等、市政に関わる部分が存在することを否定できない。それゆえ、本経費支出は概ね適法と見られる。</p> <p>2 ただし、夕食代については、令和3年4月付け佐世保市の「旅費に関する事務処理ガイドラインVer2.2」にて、パック商品に夕食及び朝食が含まれていない場合につき、夕食代相当額1600円、朝食代相当額800円を宿泊料の一部として別途支給するとされており、これに基づき、夕食代が計上されているようである。これについては、判例上、政務活動費からの食事代支出については、その食事が政務活動と一体化しておりやむを得ない事情がない限り、支出が違法とされているものがあり、佐世保市の使途基準自体に問題があるとされる可能性がある。</p>
-----	---

〔補足〕

(1) 概要

沖縄県は、米軍基地及び自衛隊基地を有する点で、佐世保市と共通しており、その情報収集のための旅行費用等である。

(2) 手続面での評価

旅程及び旅費等問題なし。

(3) 内容面での評価

ア 目的

(ア) 視察先は、軍用基地の存在による利点と負担を受けている佐世保市において、いわゆる基地問題等に関する政策立案のための情報を取得できる施設であり、本件旅費等支出については、概ね目的上の合理性を認めることができる。

(イ) ただし、本件につき夕食代を政務調査費から支出している部分は、前目的のため政務調査またはこれに関連する支出であるとするにつき合理性が認められないと思われる。判例上、研究研修に伴う飲食費の支出が直ちに目的外支出となるものではないが、調査旅費等の名目にて食事代金が支出されている場合、その食事の際に政務活動（研究研修や会議等）が行われた等当該食事代金を政務活動費から支出することを正当化する事情がない限り、政務調査費に係る経費とは認められないとの判断が出されている（裁判例3）。よって、本件支出につき、夕食代4万8000円が支出されている部分については目的上の合理性を認めることはできない。

#### イ 性質

前目的の達成のため、視察先への旅行、旅費等支出について性質上合理性を有する。ただし、夕食代4万8000円については除外されるべきである。

#### ウ 小括【指摘】

本件支出について、夕食代については、上記判例等に照らし、今後佐世保市のガイドライン適用から外し、政務活動費からの支出は例外的事情が無い限り容認しないこととする改正を検討していただきたい。

6 東京視察（1名）【意見あり】

年度	令和元年度		
会派名	自民党市民会議		
使途	調査研究費		
支出対象	東京視察（1名）		
細目	金額	注意事項	
旅費	69,940	市岡博道議員	
宿泊料	14,800		
日当	6,000		
合計	90,740		
支出理由			
令和元年9月4日から同月5日にかけて（1泊2日）、議員会館にて、衆議院議員及び総理補佐官（参議院議員）との面談。前畑崎辺道路整備や弾薬庫移設、IR事業に関する支援依頼が目的。その出張経費。			
提出されている報告書の内容	丁数	1	<input type="checkbox"/> 報告書不存在または不明
面会等を行った相手方、その協議内容につき記載されている。			
評価			
手続面	「佐世保市⇒東京都内⇒佐世保市」の移動につき、インターネットの行程検索サイトを印刷した書面を添付している。また、航空券代の領収書写しが添付されている。		
内容面	報告書から、佐世保市固有の政策に関する国会議員及び内閣閣僚との面談等を行ったものであり、その活動自体は、政務活動に該当すると思われる。ただし、その趣旨は、「情報収集及び要望活動」となっており、政務活動費の項目としては、「調査研究費」ではなく、「要請陳情等活動費」が適切と思われる。判例上、支出名目が異なる場合、他の名目であれば適切である場合であっても、違法認定される例があるので留意されたい。		

〔補足〕

## (1) 概要

会派所属議員にて、佐世保市固有の問題について、国会議員及び内閣閣僚との面談を行うための出張経費等である。

## (2) 手続面での評価

支出額に相当する金銭支払証憑書類は提出されており、支払関係での問題はない。また、旅行費用については、インターネットを利用した旅行ルートと費用に関する資料が提出されており、この運用は、旅行費用支出にあたり類型化されている。

## (3) 内容面での評価

### ア 目的

佐世保市固有の問題につき、国の政策立案にあたっての配慮や協力を要請するものであり、目的上の合理性を認めることができる。

### イ 性質

(ア) 前目的の達成のため、国会や各省庁周辺へ赴くことは、性質上合理性を有する。

(イ) ただし、この旅行については、もっぱら国会議員や内閣閣僚からの情報収集と陳情に費やされている。これは、政務活動費制度の分類上、「調査研究」ではなく、端的に「要請陳情等活動」に該当すると思われる。調査研究の運用指針に国会議員等からの陳情活動が無いという形式的理由により全額違法とされる可能性につき注意すべきである。

### ウ 小括【意見】

本件支出については、実質的には適法である。ただし、「調査研究」の中に、「国会議員や内閣閣僚からの情報収集と陳情活動」は含まれていないとの形式的理由により全額違法と認定されるおそれがあるので、本件についての訂正及び将来における政務活動費の種別選択にあたって注意等検討されたい。

7 大分県玖珠郡九重町視察（17名）

年度	令和元年度		
会派名	自民党市民会議		
使途	調査研究費		
支出対象	大分県玖珠郡九重町視察（17名）		
細目	金額	注意事項	
交通費	294,900	内バスチャーター代27万6600円	
宿泊料	251,600	議員17名分	
日当	102,000	議員17名分	
合計	648,500		
支出理由			
令和元年11月11日から同月12日にかけて（1泊2日）、大分県玖珠郡九重町（佐世保市との友好都市関係にあるとのこと）への視察した際の出張経費。友好都市関係のあり方を模索したとのこと。			
提出されている報告書の内容	丁数	11	<input type="checkbox"/> 報告書不存在または不明
A4サイズ合計11枚の視察報告書が出されている。参加した議員中11名の所見。			
評価			
手続面	参加議員が出発地である佐世保駅へ向かうバス料金について報告書をまとめている。また、バスチャーター代の領収書写しが添付されている。		
内容面	報告書から、視察先が、九重町役場、バイナリー発電所、観光施設であること、さらに、視察目的が、同町の財政に関する情報収集、佐世保市との親善拡充にあることが分かる。これらより、本件支出については、政務活動に関するものと認定できると思料する。		

〔補足〕

（1）概要

会派所属議員にて、佐世保市の友好都市である大分県玖珠郡九重町を視

察した際の交通費等である。

(2) 手続面での評価

支出額に相当する金銭支払証憑書類が提出されている。

(3) 内容面での評価

ア 目的

佐世保市の友好都市との親善並びに財政及び観光施設の情報収集が目的であり、合理性を認めることができる。

イ 性質

前目的の達成のための視察先への旅行は、性質上合理性を有する。

ウ 小括

本件支出は、全額適法である。

8 新上五島町視察（1名）【意見あり】

年度	令和元年度		
会派名	自民党市民会議		
使途	調査研究費		
支出対象	新上五島町視察（1名）		
細目	金額	注意事項	
旅費	12,670	宮田京子議員	
宿泊料	14,800		
日当	6,000		
合計	33,470		
支出理由			
令和元年11月15日から同月16日にかけて（1泊2日）、南松浦郡新上五島町へ出張視察。長崎県女性議員協議会総会・研修会に出席。その出張経費。			
提出されている報告書の内容	丁数	1	<input type="checkbox"/> 報告書不存在または不明
研修会の内容等につき記載されている。			
評価			
手続面	乗船代の領収書写しが添付されている。		
内容面	長崎県女性議員協議会の総会への出席ということから、長崎県内の地方議会女性議員を参加資格とする集会であると考えられ、抽象的に地方議会議員としての活動であることは推測できる。ただ、報告書の内容は、総会が開かれた新上五島役場での同協議会の活動報告や収支報告、次回開催地の決定等の他、研修会、さらに同役場外の観光施設の視察であり、佐世保の市政との関連性が不明である。それゆえ、全額ないし一部違法とされる可能性があることに留意を要する。		

〔補足〕



## (1) 概要

会派所属の女性議員にて、長崎県女性議員協議会総会（新上五島市）へ出席した際の旅費等である。

## (2) 手続面での評価

乗船料に関する金銭支払証憑書類が提出されている。宿泊料及び日当は、佐世保市の内規に沿ったものと推測できる。

## (3) 内容面での評価

### ア 目的

長崎県女性議員協議会は、同協議会会則（二次開示により確認）によると、長崎県下の女性議員でネットワークを形成し、各議会の中で男女共同参画社会の実現を目的としており、長崎県内の現役の女性地方議員であり、かつ、同協議会の趣旨に賛同する会員により構成される。現在、女性の地位・権利向上、ジェンダー平等達成が国際的な共通認識となっていることから（国連総会にて採択されている持続可能な開発目標〔SDGs〕政策目標5番等）、同協議会の目標は、佐世保市の市政に関連する部分がある。そして、協議会の会合は、同目的のための活動であると推測できることから、本件総会参加も原則として目的上市政との関連が認められ合理性を有するといえる。

### イ 性質

同協議会の会合が、男女共同参画社会の実現へ向けた政策研究にあることからすると、会合出席につき原則として、性質上の合理性を認め得る。ただし、同協議会の会合であることをもって無制約に性質上の合理性まで認められるとは限らない。なぜなら、判例上、政務活動費の支出にあたっては、市政に関する調査またはこれに関連する事項であるかどうかを相当厳密に分析しており、当該会合が、同協議会の会員間の親睦、慰労を主目的とする等、実質的に市政との関連性が皆無または薄弱であ

る場合、性質上の合理性を否定し、支出額の全部または一部を違法と判断することがあるからである。

本件の出張は、長崎県女性議員協議会総会及び研修会等の出席が目的であるところ、総会開催地である上五島町へ到着した令和元年11月15日の午前10時30分以降、世界遺産視察に30分間、昼食に50分間が費やされ、その後、研修会場兼宿泊所であるホテルにて、同協議会総会を1時間行い、研修会1時間30分、懇親会2時間をもって同日の予定を終えている。翌16日は、午前中上五島内の民間工房視察を行い、昼食の後、各出席者が上五島町から離島している。二次開示にて確認した初日の同協議会総会後の研修会は、会派議員作成の報告書によれば、講師が上五島の特産、家族における母親の美德等を講釈していたようであり、その研修内容は、男女共同参画社会の実現との関連性が十分といえるのか疑問が残るところである。総会以外の行事については、政務活動と評価できるか意見が分かれると思われる。

#### ウ 小括【意見】

本件支出は、本監査では、政務活動としての関連性が強いと思われる長崎県女性協議会の総会が含まれていることに鑑み適法と考えるが、実質的に政務活動としての性格が希薄である部分も多いことから、全部または一部性質上合理性なしとの認定を受ける可能性もあると思われる。長崎県女性協議会の実際の活動につき、男女共同参画社会の実現という目的との関連性について、同協議会の会員には、随時心がけていただきたい。

9 佐世保市宇久町視察（16名）

年度	令和元年度		
会派名	自民党市民会議		
使途	調査研究費		
支出対象	佐世保市宇久町視察（16名）		
細目	金額	注意事項	
交通費	191,120	レンタカー代23800円を含む	
宿泊料	109,560	宿泊費は実費。	
日当	32,000	議員16名分	
合計	332,680		
支出理由			
令和2年1月22日から同月22日にかけて（1泊2日）、佐世保市宇久町へ視察した際の出張経費。視察場所は宇久行政センター、宇久町の要望箇所であり、当会派の宇久地区意見交換会、要望調査が目的とされている。			
提出されている報告書の内容	丁数	12	<input type="checkbox"/> 報告書不存在または不明
A4サイズ合計2枚の視察報告書が出されている。参考資料参照とされているが、一次開示では付記されていなかった。二次開示の結果、A4サイズ10枚の参考資料を確認した。宇久行政センターでの住民からの要望16件の記録、視察箇所を表示した地図、過去の地域課題等が記されている。			
評価			
手続面	各議員の自宅等から出発地である佐世保駅前までのバス代につきまとめられた書面が添付されている。乗船代、宿泊費等の領収書が付されている。		
内容面	当会派が自民党所属議員により構成されていることを考慮すると、本件出張は、政党活動としての側面も考えられるところであるが、報告書では、要望等聴取した相手方が自治体関係者や商工会議所、農協、漁協等関係者であり、そのような傾向は見受けられない。全額適法である。		

〔補足〕

(1) 概要

会派所属議員にて、佐世保市宇久町を視察した際の交通費、宿泊費等である。

(2) 手続面での評価

支出額に相当する金銭支払証憑書類が提出されている。

(3) 内容面での評価

ア 目的

佐世保市の離島である宇久地区の住民より、市政に関する要望を聴取し、会派側との意見交換を行うものであり、その現地視察は目的上の合理性を認めることができる。

イ 性質

令和2年1月21日午前11時15分に宇久町へ到着後、昼食を経て、午後12時30分から午後2時30分まで住民との協議会、その後、漁協、清掃センター、し尿処理センター、防風施設、保育所、小学校等を視察し、午後5時35分に宿泊施設へ赴き、その後懇親会を開催している。協議会にて、住民から宇久地区の諸施設改善の要望を受け、それらの施設を視察するものであり、視察状況は適切である。

なお、佐世保市議会の最大会派のみでの視察であることから、監査人として、政党活動としての側面の有無を検討したが、協議会の出席者は自治会役員を中心とした住民、商工会議所、農協、漁協等関係者であり、特別な政党活動の傾向は見当たらなかった。

ウ 小括

本件支出は、全額適法である。

10 豊橋市・藤沢市視察及び行政管理講座受講【指摘、評価あり】

年度	令和元年度		
会派名	自民党市民会議		
使途	調査研究費		
支出対象	豊橋市、行政管理講座（名古屋）、藤沢市視察 ※1名のキャンセル料含む。		
細目	金額	注意事項	
交通費	283,150		
宿泊料	88,800	宿泊費は定額。	
日当	30,000		
航空券キャンセル代	8,700		
講座参加料	59,400		
合計	470,050		
支出理由			
令和2年2月5日から同月7日にかけて（2泊3日）、①豊橋市（同市の政務活動費に関する改革状況の視察）、②名古屋市（一般社団法人日本経営協会NOMA主催の政務活動費に関するセミナー）、③藤沢市（農業と福祉の連携に関する政策事業の視察）へ出張した経費。なお、体調不良の議員1名が出発前に欠席変更しており、航空券キャンセル料も計上されている。			
提出されている報告書の内容	丁数	12	<input type="checkbox"/> 報告書不存在または不明
A4サイズ合計12枚の視察報告書が出されている。参加した4名の議員の所見等であるが、他の報告書と比較して内容が詳しい。			
評価			
手続面	各議員の自宅等から出発地である佐世保駅前までのバス代につきまとめられた書面が添付されている。概括的な旅費領収書、航空券キャンセル料の領収書が付されている。		

内容面	<p>1 政務活動費に関するセミナーは、本件外部監査とテーマを共通にしており、これを議員が受講する意義は大きい。また、佐世保市よりも先進的と判断された豊橋市の政務活動費制度についての視察の意義も大きい。藤沢市の農福協働政策事業についても市政に有益な情報である。</p> <p>2 ただし、キャンセル料は、判例上、そのキャンセル自体が政務活動に不可欠等特別の事情を要する。本件では充足していないと思われる。</p> <p>3 よって、本件のようなキャンセル料支出については、厳格な要件を課すべき。</p>
-----	---

## (1) 概要

会派所属議員にて、政務活動費制度についての調査のため、①政務活動費の改革を行った豊橋市の視察、②政務活動費に関するセミナー受講、③福祉と農業の連携政策を行っている藤沢市の視察のための旅費及び宿泊費等である。

## (2) 手続面での評価

旅程及び旅費等問題なし。

## (3) 内容面での評価

### ア 目的

(ア) 政務活動費制度に関する他自治体の調査、研修受講、そして、「福祉と農業の連携政策」のような特殊性がある地方政策の調査が、いずれも市政に関する調査及び関連事項として合理的な目的があることは明白である。

(イ) ただし、この旅行については、議員1名の航空券キャンセル料が支出されている。判例上、キャンセル料については、参加を取りやめた理由が不明である場合、当該費用を政務活動費より支出することは社会通念上の必要性・相当性を欠くとして違法とされた例がある（釧路地方裁判所平成23年3月8日判決）。キャンセル料が例外的に政務

活動費からの支出を認められる場合として、別の政務活動優先のためキャンセル自体が別の政務活動と捉える余地がある場合、キャンセルが公務上または社会通念上やむを得ない場合（社会通念としては、視察初日に叔父が死亡した場合〔宇都宮地方裁判所平成23年1月29日判決〕等）とされている。

本件では、議会運営課へ事情を紹介したところ、議員の体調不良ということであった。体調不良となった経緯や程度によっては、社会通念上やむを得ない場合としてキャンセル料の支出が認められる可能性があるが、少なくとも本件の報告では、キャンセル理由についての説明、証明等がなされていない以上、キャンセル料支出につき、目的上の合理性を認めることはできないと解する。

#### イ 性質

(ア) 行程は、①令和2年2月5日に佐世保駅を出発し、同日午後2時30分に豊橋市役所へ到着して、同市にて1時間、政務活動費制度改革の調査後、名古屋市内で宿泊、②同月6日、午前10時00分から午後4時00分まで、名古屋市内にて政務活動費に関するセミナー受講、その後、新幹線等利用して藤沢市内へ移動して宿泊、③同月7日、午前9時30分から午前11時00分まで藤沢市役所にて政策調査後、佐世保へ帰還となっている。徹頭徹尾、政務調査に費やされている。

また、上記(1)①ないし③の調査結果に関する視察報告書は、内容において充実しており、この調査研究が良質のものであったことを伺わせる。

(イ) なお、キャンセル料支出は性質上合理性を認めることができない。

#### ウ 小括【指摘、評価】

(ア) 指摘：政務活動に属する出張につき、キャンセルの場合、キャンセル料を政務活動費から支出することを求める時、①優先度が高い別の

政務活動を行うためであるか、または、②キャンセルが社会通念上やむを得ない程度の事情が発生したか等明らかにし、かつ、その立証資料の添付を求めるように運用を改訂すべきである。

(イ) 評価：実際に実施された視察やセミナー受講は、調査研究活動として適切かつ勤勉と評し得る内容である。また、報告書も充実している。これらについては、評価されるべきである。



1 1 佐世保市宇久町視察（1名）【意見あり】

年度	令和元年度		
会派名	自民党市民会議		
使途	調査研究費		
支出対象	佐世保市宇久町視察（1名）		
細目	金額	注意事項	
交通費	9,490	乗船代	
宿泊料	7,000	宿泊費は実費	
駐車場代	1,200	佐世保港近辺の駐車場代	
合計	17,690		
支出理由			
令和元年6月10日から同月11日にかけて（1泊2日）、佐世保市宇久町へ視察した際の出張経費。視察場所は海水浴場レストハウス、宇久地区公民館。レストハウスについては、民間委託事業につき賃借人からの老朽化の苦情があり、これへの対応、また、公民館では市政報告、質疑応答等を行ったとのこと。			
提出されている報告書の内容	丁数	1	<input type="checkbox"/> 報告書不存在または不明
A4サイズ合計1枚の視察報告書が出されている。			
評価			
手続面	乗船代、宿泊費等の領収書が付されている。		
内容面	海水浴場レストハウス視察は、民間委託事業施設からの佐世保市あての苦情対応であり市政に関する情報収集と評価できる。また、公民館での市政報告と市民からの要望聴取も同様である。なお、公民館での市政報告及び要望聴取は、広報費及び広聴費にも該当すると思われるので、今後、併記を検討されたい。		

〔補足〕

ア 出張内容は上記のとおりであり内容、性質の合理性を認めることができ

る。また、旅程及び旅費等問題なし。

イ 小括【意見】

全額適法と考える。視察先の調査のみならず、住民への市政報告や要望聴取、その他苦情対応も行っており、二次的に広報及び広聴活動も行ったということであるから分類にあたり併記も検討されたい。

1 2 佐世保市黒島町視察（1名）【意見あり】

年度	令和元年度		
会派名	自民党市民会議		
使途	調査研究費		
支出対象	佐世保市黒島町視察（1名）		
細目	金額	注意事項	
交通費	2,650	乗船代	
合計	2,650		
支出理由			
令和元年11月8日、佐世保市黒島町へ視察した際の出張経費。同年9月の大型台風17号による被害状況調査。			
提出されている報告書の内容	丁数	4	<input type="checkbox"/> 報告書不存在または不明
A4サイズ合計1枚の視察報告書が出されている。写真4葉が添付されている。			
評価			
手続面	乗船代の領収書が付されている。		
内容面	被害状況に関する写真が付されている。現地での聴取事項からして、市政に関する調査と認定できる。全額適法。		

[補足]

(1) 概要

会派所属議員にて、黒島町へ大型台風被害の視察のため、旅費及び宿泊費等支出したものである。

(2) 手続面での評価

支出額に相当する金銭支払証憑書類は提出されており、支払関係での問題は無い。

(3) 内容面での評価【意見】

台風被害の視察であり、端的に、市政に関連する調査であると考えられる。調査結果は台風被害の写真も添付され、内容十分である。したがって、内容面においても適法である。なお、住民に対する市政報告も若干行われているということから、広報費の併記についても検討されたい。

### 1 3 いのちを見つめる会講演会【指摘あり】

年度	令和元年度		
会派名	自民党市民会議		
使途	調査研究費		
支出対象	いのちを見つめる講演会（1名）		
細目	金額	注意事項	
駐車場代	600	永安健次議員	
合計	600		
支出理由			
令和元年6月23日、アルカスSASEBOでの「いのちを見つめる講演会」出席の際の駐車場代とのこと。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
報告書は存在しないが、大会パンフレットが添付されている。			
評価			
手続面	レシートが付されている。		
内容面	大会パンフレットの内容からして、市政との関連性が不明。補完する報告書も無い。支出額が比較的低額であっても報告書を提出していただきたい。		

[補足]

#### (1) 概要

会派所属議員にて、アルカスSASEBOにて開催された東京大学名誉教授養老孟司氏「いのちを見つめる」（入場無料）に参加した際、駐車料金を政務活動費から支出したものである。

## (2) 手続面での評価

支出額に相当する金銭支払証憑書類は提出されており、支払関係での問題はない。

## (3) 内容面での評価

### ア 目的

二次開示の結果、報告書の添付が無く、一般配付されていると思しきチラシ1枚が付属されていただけであることを確認した。体裁上、議員がパネリストとして出席したという形跡は無く、一般観覧者として参加したものと思われる。講演会の出席は、会派または議員の積極的な調査活動とは異なり、講師等への質疑応答の機会は無または限定され、その情報収集は他の傍聴者と同等に止まることになる。したがって、講演会の名称のみをもって市政との直接、密接な関連性を推測できるような場合を除き、その講演会の内容、議員の所感の他、その講演会から得た知識を市政にどのように活用するのか等についての報告を要すると思われる。

本件では、その講演会名から、その傍聴によりいかなる市政のための調査、反映に至るのかが不明確である。そして、チラシの提出以外に報告書の提出は存在せず、目的として合理性を認めるに至らない。

### イ 性質

前アのとおり目的の合理性が認められない以上、その出席につき、性質上の合理性を認め難い。したがって、出席のための駐車料金支出も合理性を認めることは難しい。

### ウ 小括【指摘】

支出額が低額であるとしても、政務活動費支出の透明性確保のための報告書提出は必要である。以後、報告書作成を徹底していただきたい。

1 4 佐世保鎮守府開庁130年記念式典【指摘あり】

年度	令和元年度		
会派名	自民党市民会議		
使途	調査研究費		
支出対象	佐世保鎮守府開庁130年記念式典（1名）		
細目	金額	注意事項	
駐車場代	700	永安健次議員	
合計	700		
支出理由			
令和元年7月1日、佐世保鎮守府開庁130年記念式典出席の際の駐車場代とのこと。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
報告書は存在しないが、式典資料が代替資料として添付されていた。			
評価			
手続面	レシートが付されている。		
内容面	式典資料の確認をしたが、市政との関連性が不明。記念式典としての性格からして相応の説明を要するところであるが、補完する報告書も無い。支出額が低額であっても報告書作成を徹底していただきたい。		

〔補足〕

(1) 概要

会派所属議員にて、アルカスSASEBOにて開催された佐世保鎮守府開庁130年記念式典に参加した際、駐車料金を政務活動費から支出した

ものである。

## (2) 手続面での評価

支出額に相当する金銭支払証憑書類は提出されており、支払関係での問題は無い。

## (3) 内容面での評価

### ア 目的

二次開示の結果、報告書の添付が無く、出席者に配付されていると思しきパンフレット1部が付属されていたことを確認した。体裁上、議員がパネリストとして出席したという形跡は無く、一般観覧者として参加したものと思われる。セレモニー以外で、佐世保市長による挨拶の他、鎮守府に関する講演が行われている。

佐世保市が長らく軍用港であった歴史があり、また、その固有の事情による政策立案の必要等はあるものの、本記念式典の傍聴によりいかなる市政のための調査、反映に至るのかが不明確である。そして、パンフレットの提出以外に報告書の提出は存在せず、目的として合理性を認めるに至らない。

### イ 性質

前アのとおり目的の合理性が認められない以上、その出席につき、性質上の合理性を認め難い。したがって、出席のための駐車料金支出も合理性を認めることは難しい。

### ウ 小括【指摘】

支出額が低額であるとしても、政務活動費支出の透明性確保のための報告書提出は必要である。以後、報告書作成を徹底していただきたい。



1 5 佐世保市老人福祉大会【指摘あり】

年度	令和元年度		
会派名	自民党市民会議		
使途	調査研究費		
支出対象	佐世保市老人福祉大会（1名）		
細目	金額	注意事項	
駐車場代	500	永安健次議員	
合計	500		
支出理由			
令和元年11月20日、アルカスSASEBOでの佐世保市老人福祉大会出席の際の駐車場代とのこと。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
報告書は存在しないが、代替資料として、大会資料が添付されていた。			
評価			
手続面	レシートが付されている。		
内容面	大会資料の内容のみでは市政との関連性が不明。市政との関連性につき作成者の説明等補完を要する。支出額が低額であっても報告書作成を徹底していただきたい。		

[補足]

(1) 概要

会派所属議員にて、アルカスSASEBOにて開催された佐世保市老人福祉大会に出席した際、駐車料金を政務活動費から支出したものである。

## (2) 手続面での評価

支出額に相当する金銭支払証憑書類は提出されており、支払関係での問題は無い。

## (3) 内容面での評価

### ア 目的

二次開示の結果、報告書の添付が無く、出席者に配付されていると思しきパンフレット1部が付属されていただけである。体裁上、議員がパネリストとして出席したという形跡は無く、一般観覧者として参加したものである。

パンフレットによれば、多数の老人会が出席しており、老人福祉に関する現状等情報を取得する機会があるとも考えられるが、その主目的は高齢者の親睦等にあると解される。本大会の傍聴によりいかなる市政のための調査、反映に至るのかが不明確である。そして、チラシの提出以外に報告書の提出は存在せず、目的として合理性を認めるに至らない。

### イ 性質

前アのとおり目的の合理性が認められない以上、その出席につき、性質上の合理性を認め難い。したがって、出席のための駐車料金支出も合理性を認めることは難しい。

### ウ 小括【指摘】

支出額が低額であるとしても、政務活動費支出の透明性確保のための報告書提出は必要である。以後、報告書作成を徹底していただきたい。

1 6 特定複合観光施設（IR）セミナー（2名）【意見あり】

年度	令和元年度		
会派名	自民党市民会議		
使途	調査研究費		
支出対象	特定複合観光施設（IR）セミナー（2名）		
細目	金額	注意事項	
駐車場代	1,200	永安健次議員、田中稔議員	
合計	1,200		
支出理由			
令和2年1月10日、特定複合観光施設（IR）セミナーへ出席した際の駐車場代とのこと。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
報告書は存在しないが、代替としてレジュメ資料が添付されていた。			
評価			
手続面	レシートが付されている。		
内容面	レジュメ資料の確認を要するが、市政との関連性が不明。ただし、IR自体は佐世保市が誘致していることから、市政との関連性を認め得るので適法と考える。もっとも、報告書は作成すべきである。		

〔補足〕

（1）概要

会派所属議員にて、特定複合観光施設（IR）セミナーに出席した際、駐車料金を政務活動費から支出したものである。

## (2) 手続面での評価

支出額に相当する金銭支払証憑書類は提出されており、支払関係での問題は無い。

## (3) 内容面での評価

### ア 目的

二次開示の結果、報告書の添付が無く、出席者に配付されていると思しきレジュメ資料1部が付属されていただけである。体裁上、議員がパネリストとして出席したという形跡は無く、一般観覧者として参加したものであると思われる。

レジュメ資料によれば、特定複合観光施設の運営、周辺地域への経済的効果等の影響等の研修が内容である。現在、佐世保市では、長崎県と共同しての特定複合観光施設誘致活動を行っており、市政上の重大課題であること、及び、本件催事がセミナー形式であることを考慮すると、本セミナーは、その名称及びその余の事情をもって市政との直接、密接な関連性を推測できる。それゆえ、本セミナー参加及びこれに伴う駐車場料金支出目的には合理性がある。

もともと、判例上、調査研究のための政務活動費支出につき、報告書が作成されていない場合、当該会派または議員が、支出目的のため真剣な調査活動を行ったかどうか不明として全額否定される例が珍しくない。本件では、配付されたレジュメ資料を添付するのみならず、議員による報告書を作成し添付することが妥当である。

### イ 性質

本セミナー参加のための駐車料支払いは、性質上合理性があると思われる。

### ウ 小括【意見】

本件支出は、諸事情を総合的に鑑み、全額適法と考える。ただし、上

述のとおり、報告書不存在により違法と認定されるおそれがあることに留意し、報告書作成を徹底するべきである。

1.7 世界で最も美しい湾クラブ除幕式【指摘あり】

年度	令和元年度		
会派名	自民党市民会議		
使途	調査研究費		
支出対象	世界で最も美しい湾クラブ除幕式		
細目	金額	注意事項	
駐車場代	200	田中稔議員	
合計	200		
支出理由			
令和元年9月14日、世界で最も美しい湾クラブ除幕式出席の際の駐車場代とのこと。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
報告書その他、当該除幕式に関する資料は皆無。レシートに手書きで、「世界で美しい湾クラブ除幕式」と赤字にて記載されているのみ。			
評価			
手続面	レシートが付されている。		
内容面	報告書が存在せず、市政との関連性が不明。除幕式等セレモニーのみであれば、交際的経費として佐世保市の使途基準からも否定されると思われる。セレモニー出席は原則政務活動費が支出されないことを再確認するべき。		

〔補足〕

(1) 概要

会派所属議員にて、世界で最も美しい湾クラブ除幕式に参加した際、駐

車料金を政務活動費から支出したものである。

(2) 手続面での評価

支出額に相当する金銭支払証憑書類は提出されており、支払関係での問題は無い。

(3) 内容面での評価

ア 目的

二次開示の結果、報告書の添付が無く、代替資料も存在しない。除幕式セレモニーであることから、交際的側面が強いと推測され、佐世保市の使途基準においても不適切である。目的として合理性を認めるに至らない。

イ 性質

前アのとおり目的の合理性が認められない以上、その出席につき、性質上の合理性を認め難い。したがって、出席のための駐車料金支出も合理性を認めることは難しい。

ウ 小括【指摘】

本件の場合、仮に、政務活動費からの支出を求める場合、支出額が低額であることと無関係に佐世保市の行政課題との関連性を明確にした報告書提出が必要である。式典への出席に関わる費用が原則政務活動費からの支出が認められないことと併せて再確認していただきたい。

1 8 消防出初式【指摘あり】

年度	令和元年度		
会派名	自民党市民会議		
使途	調査研究費		
支出対象	消防出初式		
細目	金額	注意事項	
駐車場代	600	田中稔議員	
合計	600		
支出理由			
令和2年1月6日、消防出初式出席の際の駐車場代とのこと。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
報告書及び代替資料なし。提出されているレシートに青字にて「消防署出初式」、黒字にて「1/6」等記載されているのみ。			
評価			
手続面	レシートが付されている。		
内容面	報告書が存在せず、市政との関連性が不明。目的・性質上の合理性を認めることは難しい。出初式のみであれば、交際経費として佐世保市の使途基準からも否定されると思われる。		

〔補足〕

(1) 概要

会派所属議員にて、消防出初式に参加した際、駐車料金を政務活動費か



ら支出したものである。

(2) 手続面での評価

支出額に相当する金銭支払証憑書類は提出されており、支払関係での問題は無い。

(3) 内容面での評価

ア 目的

二次開示の結果、報告書及び添付資料は存在しなかった。消防出初式は、当該消防組の消防力披露等の意義が存在するが、同式への単純参加につき目的として合理性を認めるに至らない。

イ 性質

前アのとおり目的の合理性が認められない以上、その出席につき、性質上の合理性を認め難い。したがって、出席のための駐車料金支出も合理性を認めることは難しい。

ウ 小括【指摘】

本件の場合、仮に、政務活動費からの支出を求める場合、支出額が低額であることと無関係に佐世保市の行政課題との関連性を明確にした報告書提出が必要である。式典への出席に関わる費用が原則政務活動費からの支出が認められないことと併せて再確認していただきたい。

19 若手認定農業者農地視察【指摘あり】

年度	令和元年度		
会派名	自民党市民会議		
使途	調査研究費		
支出対象	若手認定農業者農地視察		
細目	金額	注意事項	
交通費	46,200	バスチャーター費	
合計	46,200		
支出理由			
令和元年11月14日、若手認定農業者の農地視察を行ったとのこと。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	請求書及び振込証明書が付されている。		
内容面	報告書が存在せず、市政との関連性が不明。報告書の作成、提出を徹底していただきたい。		

〔補足〕

(1) 概要

会派所属議員にて、佐世保市内の若手認定農業者の視察を行ったとのこ

と。ただし、詳細は不明。

(2) 手続面での評価

支出額に相当する金銭支払証憑書類は提出されており、支払関係での問題は無い。

(3) 内容面での評価

ア 目的及び性質

提出されている資料が、チャーターバスを運行した株式会社アグリ福祉社コスモ観光バスの請求書とこれに対する振込関係の資料しかない。報告書及び代替資料とも皆無であり、いかなる調査研究が行われたかにつき全く不明であり、推測も難しい。チャーターバス借上げ、本支出とも目的、性質上の合理性を認め難い。

イ 小括【指摘】

本件は、明らかに報告失念の事案と思われる。報告書作成・提出を徹底していただきたい。

## 第2 広報費

### 1 ガソリン代【指摘あり】

年度	令和元年度	
会派名	自民党市民会議	
使途	広報費	
支出対象	ガソリン代	
細目	金額	注意事項
市岡博道	46,569	11か月分／領収書が付されている。
松尾裕幸	59,943	11か月分／レシートが付されている。
長野孝道	66,322	11か月分／レシートが付されている。
草津俊比古	38,607	11か月分／レシートが付されている。
田中稔	49,448	11か月分／レシートが付されている。
大村哲史	36,464	11か月分／レシートが付されている。
林健二	63,405	11か月分／レシートが付されている。
崎山信幸	0	
山口裕二	106,709	11か月分／宛名が一部「上」様表記。7月～10月にかけて毎月約154～215ℓ、12月～2月は150～180ℓ給油。給油所は江迎町三浦であり、佐世保市役所と給油所は道のりで約20km。
湊浩二郎	99,717	11か月分／領収証の宛名は全て「自民党市民会議」。5月、6月、9月、12月、1月がいずれも150ℓ以上。他方、100ℓ未満の月もあり、差が大きい。
永安健次	110,000	11か月分／レシートの宛名が「コスモ・ザ・カード」の表記であり、「永安」の印影あり／5月～11月に毎月150ℓ以上給油。給油所は大部分北松浦郡佐々町市場免であり、道のりで約12km。

山下廣大	110,000	11か月分／議員名ある月毎領収証あり。ただし給油量は不明。11か月間で満額の11万円。給油所は全て佐世保市松浦町内。
北野正徳	98,126	11か月分（4月～9月）／レシートの宛名が「コスモ・ザ・カード」の表記。8月、10月、12月、1月、3月に160ℓ以上給油。
萩原活	97,526	11か月分／宛名が不明または「ウエ」「TPC会員様」等で省略されている。5月～7月、9月、10月に150ℓ以上給油。
久保葉人	41,164	11か月分／宛名が不明または「ウエ」「上」で省略されている。
橋之口裕太	38,187	11か月分／レシートからは使用者不明。
角田隆一郎	71,820	11か月分／ハイオクガソリン利用。
鶴大地	0	
田山藤丸	70,100	11か月分／レシートが付されている。田山藤丸の表記あり。
合計	1,204,107	
支出理由		
佐世保市運用指針では、広報費として、ガソリン代については2分の1の額を月毎上限1万円まで政務活動費からの支出を認めている。		
提出されている報告書の内容	丁数	■ 報告書不存在または不明
評価		
手続面	会派所属議員毎に、「政務活動費 燃料費 支払証明書（合計表）」と題する書面が提出されており、これに当該年度の月毎ガソリン代が記載されている。これに領収証及びレシートが添付されている。	

内容面	<p>1 領収証、レシートの宛名が不明であっても、議員の支出と認定することについては、改善を要する。</p> <p>2 広報費については、通常、市政報告等のため広報誌発行、ホームページ作成、新聞の意見広告、市民向けの報告会開催が直接的に認められるものであり、交通費は、これに必要な限りで認められるものである。しかし、ガソリン代について、いかなる広報活動に用いたのかが不明な現状では、①政務活動費以外の議員としての活動、②私的活動に支出されたという疑いを払拭できない。ガソリン代については、①研究調査費、②研修費、③要請陳情等活動費、④会議費等に割り振るべきであり、広報費として抽象的に認容する現在の運用指針自体改正するべきである。仮に、包括的な支出を認めるのであれば、政務活動費を行ったことの裏付を要する。</p>
-----	---

〔補足〕

(1) 概要

佐世保市政務活動費運用指針にて、広報費として、包括的なガソリン代支出が認められている。月毎、支出額の2分の1かつ上限1万円が限度となっている。

(2) 手続面での評価

レシート、領収書等が付されているが、相当数、「政務活動費からの支出を求めている議員自身あてのもの」であるかどうか不明確なものが混在している。かかる領収証書の提出でも容認するというのであれば、議員以外の者が費消したガソリン代である場合、これを除外する手段が存在しない。この点につき、議会運営課へ照会したが、①議員が給油した車両の特定は行っておらず、もっぱら議員以外の第三者が利用した車両のガソリン代について広報費として計上されることも可能性としてはあり得ること、②かかる事態の防止については政務活動費の趣旨の事前説明により各会派にて自主的に予防してもらうこととの回答を得た。

### (3) 内容面での評価

#### ア 目的

佐世保市が包括的なガソリン代支出を認めている理由は、議員の市政に関する住民への広報活動につき自動車を利用されることを想定したものである。これについて、佐世保市が、都心等と比較して公共交通網につき劣っており、長距離移動にあたって一般人にて自動車に頼っているという特質を考慮すべきとも考えられる。したがって、「会派・議員の広報活動として費消されるガソリン代」を経費として認めるという目的自体は合理性があると考えられる。

#### イ 性質

(ア) しかしながら、現行の包括的なガソリン代支出の容認については、第6章第4のとおりの問題があり、上記目的達成のための手段として飛躍がある制度である。その性質上の合理性を認めることは難しく、全部撤廃または按分率の見直し等を検討すべきである。

(イ) 仮に、現行の佐世保市政務活動費運用指針における包括的なガソリン代支出制度に合理性があると認められる場合であっても、行政訴訟において、住民側が、各議員のレシート提出につき、毎月約588キロメートルの自動車走行を要する広報活動について疑義を呈し、「広報費としての支出が適法であることの反証を求める。」との主張に及ぶことが考えられる。裁判所がこの主張を認め、佐世保市及び補助参加する会派側に対して、各月の会派所属議員の給油に相当する広報活動の存在について反論及び反証を示すことを指示した場合、現状の領収証書のみしか存在しない報告に止まれば違法認定を受ける可能性が高いと思われる。この点につき、議会運営課へ照会したところ、広報費としてのガソリン代請求につき、どの自動車を利用したのか、いかなる広報活動をその自動車を利用して行ったのかについて、市議会

議長として判明する資料提出は求められていないということであった。

(ウ) 以上より、各ガソリン代の支出については、政務活動としての性格を認めることが難しい。政務活動としての活動を行ったという裏付けが無い状態での包括的な支出は、「政務活動費は議員の第二の報酬である。」という非難を受ける可能性があり、今後慎重に検討するべきである。

ウ 小括【意見】

ガソリン代の包括的支出については、今後、その改廃自体検討していただきたい。仮に、包括的支出の必要性があるとして維持する場合、ガソリン代請求にあたり、対象月に行った自動車移動を伴う広報活動（広報費のみならず、広聴費、要請陳情等活動費、事務費としても容認する場合、広聴活動、要請陳情活動、事務作業を含む。）について、報告書またはこれに準じる資料を提出するべきである。



## 2 電話代【指摘あり】

年度	令和元年度	
会派名	自民党市民会議	
使途	広報費	
支出対象	電話代	
細目	金額	注意事項
会派控室電話料	6,785	会派控室固定電話料金のもよう。全額計上されている。
タブレット端末通信費	556,095	佐世保市が議員1名につき1台貸与しているタブレットの端末通信費負担金。通信費の2分の1を佐世保市へ納付するルールとなっているとのこと。
NTTファイナンス(株)	55,333	会派控室ファクシミリ等通信費用とのこと。
NTTコミュニケーションズ(株)	13,080	会派控室プロバイダ料とのこと。
市岡博道	38,707	11か月分/毎月の携帯電話料金+auスマートパスプレミアム548円(7月のみ計上されていないもよう)+紙請求書発行手数料を計上している。
松尾裕幸	45,037	11か月分/毎月の携帯電話料金から端末等代金分割支払金を控除した額を計上している。その結果、auスマートパスプレミアムも政務活動費から支出している。
長野孝道	37,301	11か月分/5月～8月は、明細の該当電話番号に関する請求部分から、家族分を控除した額を議員利用分と算定している。
草津俊比古	34,588	11か月分/各月使用料に紙請求書発行手数料を合算している。
田中稔	32,778	11か月分/各月使用料から端末等代金分割支払金を控除した額を計上している。毎月、auスマートパスプレミアム、紙請求書発行手数料も計上されている。

大村哲史	55,970	1 1 か月分／各月使用料から機種変更先取プログラム料、アップルウォッチへの通信サービス料、ネットフリックス使用料を控除した額を計上しているもよう。
林健二	0	
崎山信幸	32,174	1 1 か月分／毎月の携帯電話料金から端末等代金分割支払金、パケット等除外分として、auスマートパスプレミアムも除外している。これについては評価できる。ただし、毎月紙請求書発行手数料は計上されている。
山口裕二	29,237	1 1 か月分／NTTのアプリサブスクリプションサービスである「スゴ得コンテンツ」料金が毎月計上されているが、その料金に相当する「いちおしパック割引料」が値引きされており、これについては違法とはならないと思われる。また、5月分につき、家族分の控除を行っているが、その計算方法が一見して不明確。それから、紙媒体発行料が毎月計上されている。9月以降、dヘルスケア使用料が計上されている。9月のみ初回申込割引で無料。10月から3月まで毎月300円計上。
湊浩二郎	54,434	1 1 か月分／毎月の携帯電話料金から端末等代金分割支払金を控除した額を計上している。「その他」として内容不明の費用も計上されており、これについては明白にしてもらいたい。9月から12月までは明細なし。再発行を求めるべき。令和2年1月以降に端末・契約内容変更。1月に、「その他」としてdTV（映像サブスク）使用料500円、dマガジン（雑誌サブスク）使用料400円が計上されている。
永安健次	29,715	1 1 か月分／対象月の請求書中、不該当端末の料金及び対象端末の分割料金を控除した額を計上している。auスマートパス料金及びauかんたん決済情報料が計上されている点は問題。

山下廣大	63,904	1 1 か月分／対象月の概括的な電話料金しか資料がない。
北野正徳	45,128	1 1 か月分／毎月有料コンテンツ使用料が付されている。また、Apple故障紛失サポート料月額1 3 0 9 円～2 6 1 8 円も付されている。
萩原活	0	
久保葉人	57,819	1 1 か月分／毎月請求書発行手数料が計上されている。
橋之口裕太	35,228	1 1 か月分／特に問題はない。
宮田京子	19,344	4 か月分／0 5 7 0 ナビダイヤル、0 1 8 0 テレドームは、広報費に該当する利用である可能性が少くないと思われる。毎月、機器代金、auスマートプレミアム使用料が計上されていることは問題。その他、毎月紙請求書発行手数料発行費用も計上。
角田隆一郎	0	
鶴大地	10,964	1 1 か月分／低価格契約での利用。問題なし。
田山藤丸	44,017	1 1 か月分／毎月請求書発行料計上。また、毎月、d TV利用料が計上されている点は問題。
合計	1,297,638	
支出理由		
佐世保市運用指針では、広報費として、携帯電話代については2分の1の額を月毎上限7 0 0 0 円まで政務活動費からの支出を認めている。		
提出されている報告書の内容	丁数	■ 報告書不存在または不明

評価	
手続面	<p>1 佐世保市役所内会派控室の固定電話料金については、佐世保市発行の納入通知書兼領収書が付されている。</p> <p>2 タブレット端末通信費についても佐世保市発行の納入通知書兼領収書が付されている。ただし、何のタブレット端末であるかは一見して不明。</p> <p>3 NTT西日本支払分については、NTTファイナンス(株)の口座振替通知書が付されている。</p> <p>4 NTTコミュニケーションズへの支払分については、各期の引落分らしき通帳の写しが付されている。ただし、通帳の名義は不明であり、そもそも何のための支払かは分からない。</p>
内容面	<p>■市岡：auスマートパスプレミアム538円の5か月分、548円の5か月分合計5430円は電子書籍や音楽のサブスクリプション追加料金であり、政務活動費からの支出は不適切と思われる。是正を検討していただきたい。</p> <p>■松尾：auスマートパスプレミアム月401円の6か月分、409円の5か月分合計4451円については不適切と思われ、是正を検討していただきたい。</p> <p>■長野：本人分と家族分の計算方法について実際の使用料による按分を行っているとのこと。</p> <p>■草津：紙媒体請求書発行料については見解が別れるかもしれないが、概ね適切。</p> <p>■田中：auスマートパスプレミアム538円の6か月分、548円の5か月分である5968円については不適切と思われる。是正を検討していただきたい。</p> <p>■大村：ネットフリックス等の政務活動費を関連しないサービス料金を控除しているのは適切であるが、添付している明細につき、「大村」の印影があるのみであり、議員あてのものかが確定できない。契約人の名義が分かる資料提出に努めていただきたい。</p>

<p>■崎山：auスマートパスプレミアムについては、政務活動費からの請求より除外しており適切。紙媒体請求書の計上はあるが、概ね適法と考える。</p>
<p>■山口：10月から3月までdヘルスケア300円が計上されている。歩数に合わせdポイントがもらえ、医師に質問ができるという内容。政務活動費と無関係であり、1800円の政務活動費支出につき、適切ではないと思われる。</p>
<p>■湊：9月から12月までの分につき、明細書が存在しないが、再発行等は容易と思われる。再発行が可能であれば試みていただきたい。1月のdTV、dマガジンの利用料合計900円は不適切と思われ、是正を検討していただきたい。「その他」として計上されている料金について詳細不明であり、詳細が明らかとなるようにしていただきたい。</p>
<p>■永安：auスマートパス401円の5か月分、409円の6か月分の合計4459円、auかんたん決済情報料108円の5か月分、110円の6か月分合計である1200円は、不適切と思われる。今後是正を検討していただきたい。</p>
<p>■山下：概括的な電話料金利用額の疎明資料しか存在しないため、内訳が不明である。内訳が明らかとなるようにしていただきたい。</p>
<p>■北野：有料コンテンツ利用料として324円の5か月分、330円の6か月分合計3600円について、不適切であると思われる。今後是正を検討していただきたい。</p>
<p>■萩原：電話代請求なし。</p>
<p>■久保：毎月紙媒体請求書料の計上はあるが、適切であると思われる。</p>
<p>■橋之口：概ね適法と思われる。</p>
<p>■宮田：auスマートプレミアム使用料548円の4か月分2192円については不適切と思われる。今後是正を検討していただきたい。</p>
<p>■角田：請求なし。</p>

	<p>■鶴：問題なし。</p>
	<p>■田山：9月以降のd T V使用料5 0 0円の7か月分合計3 5 0 0円は不適切と思われる。今後は正を検討していただきたい。</p>
	<p>■固定電話、ファクシミリ代、プロバイダ料金は、携帯電話料金と同様に、全て広報活動に費やされたとすることは社会通念上容易ではないと思われる。それゆえ、「広報費」のみでの扱いは、全額または一部不適切とされる可能性がある。仮に、他の項目と併せて維持するとしても、会派控室内での利用であることから、判例の会派控室維持費按分ルールを参考に、按分導入を検討されたい。按分率としては2分の1が妥当と思われる。</p>
	<p>■タブレット通信費については、実際の用途からすると、「広報費」という名目は正しくないと思われる。しかし、実質的に政務活動に用いられており、政務活動以外の議員としての活動への私用と考慮してあらかじめ按分2分の1を適用する等実質的には適切である。</p>

〔補足〕

(1) 概要

佐世保市政務活動費運用指針にて、電話代として、包括的な携帯電話料金支出が認められている。月毎、支出額の2分の1かつ上限7 0 0 0円が限度となっている。

(2) 手続面での評価

ア 会派控室電話料、ファクシミリ通信費（N T Tファイナンス㈱）、プロバイダ料金（N T Tコミュニケーションズ㈱）については、いずれも支払いに関する証明資料が提出されている。

イ タブレット端末通信費は、佐世保市が、議員1名あたり1台貸与しているタブレットの通信費であり、あらかじめ通信費全額の2分の1相当を各会派に請求しているものである。佐世保市からの請求及び納付書が提出されている。

ウ 議員の携帯電話代については、料金明細書が付されているが、一部、「政務活動費からの支出を求めている議員自身あてのもの」であるかどうか不明なものも混在している。かかる料金明細書の提出でも容認するというのであれば、議員以外の者が費消した携帯電話代である場合、これを除外する手段が存在しない。

### (3) 内容面での評価

#### ア 目的

(ア) 会派控室において、会派または議員が、固定電話及びインターネットを利用して、広報活動を行うことは想定できることであり、これらの通信費支出につき目的上の合理性を認めることができる。

(イ) タブレット通信費については、議会運営課によると、「広報費としては、通信費の2分の1を政務活動費として支出するものとし、通信費を電話料等としてとらえています。」とのことであり、資料として、「佐世保市議会タブレット端末機器使用の運用ルール」が開示された。同運用ルールにおいては、「端末機の使用範囲」が「議会活動における使用」及び「議員活動における使用」とされた上で、「議会活動における使用」については、「①議会事務局からの連絡文書等の通知」、「②執行部からの情報提供」、「③スケジュール管理」、「④会議等における資料閲覧」、「⑤会議等の会議録の閲覧」、「⑥行政視察等における資料閲覧」とされ、「議員活動における使用」については、「①市民への広報広聴活動」、「②議員相互及び市との情報伝達」、「③災害時等の緊急情報伝達」、「④インターネットを利活用した情報収集等」、「⑤その他議長が認めるもの」とされている。このうち、当然に広報費に該当するといえるものは、「議員活動における使用」における「①市民への広報広聴活動」のみであるところ、広報費の支出として適法とされるのは相当程度限定されるものといえる。それゆえ、広報としての役割のみ

に着目して、政務活動費の会計上の処理をしている点については疑問が残るが、会派控室の固定電話や携帯電話料金が広報費として処理されている関係上、足並を揃えたものと推測できる。本監査では、タブレット利用と通信費の一部支出につき、目的上の合理性を認めることとする。

(ウ) 佐世保市が包括的な携帯電話代支出を認めている理由は、議員の市政に関する住民への広報活動につき携帯電話が利用されることを想定したものであり、ガソリン代と同趣旨であると考えられる。会派所属の議員が、市政報告を住民に対して行う時、携帯電話を利用する場面として、①直接携帯電話にて住民に市政報告すること、②市政の報告会開催、広報誌やホームページ作成等において必要な連絡のため携帯電話を用いるという間接的態様が考えられる。したがって、広報のため携帯電話が用いられた場合の料金支出という目的自体の合理性を否定するには至らない。

## イ 性質

(ア) 固定電話代、ファクシミリ通信費についても広報費とされているが、会派控室に備え置かれている固定電話やファクシミリ機器が市政の広報のみに利用されているとは到底考え難い。仮に、広報費からの支出を認めるとしても、裁判例12は、「会派による県政に関する調査研究でない活動のためにされた部分は本件用途基準に合致しないものと認められる。もっとも、實際上、会派の行う調査研究活動のためにされた支出部分とそうでない支出部分とを明確に区分することは困難であるから、普通地方公共団体の議会の議員の地位、権限及び職務内容等に鑑み、条理上、会派による県政に関する調査研究活動のための支出部分は2分の1であり、その余は本件用途基準に合致しない支出と認めるのが相当である。」とした上で、「電話、FAX、インターネット



使用料等について、利用目的や活動内容に照らし2分の1の限度で政務調査費から支出されたものであることが認められ」と判示している。そのため、固定電話代及びファクシミリ通信費については、「広報費」のみとするのであれば、全額または一部性質上の合理性を認めることが容易ではないと思われる。

(イ) タブレット利用については、広報活動のみとしていることについては再考するべきと思われるが、上記の用途からすると、議員活動のICTによる合理化を図っているものであり、また、タブレットが多機能であることを考慮すると、広報費の項目を理由として、一律に全部または一部の性質上の合理性を否定することは不適切と思われる。それゆえ、タブレット通信費支出については、性質上の合理性も認めることとし、「広報費」について、適宜「調査研究費」、「事務費」等も併記することの検討を求めることとする。なお、他の年度及び会派のタブレット通信費についても以下同様である。

(ウ) しかしながら、現行の包括的な携帯電話代支出の容認については、第6章第4のとおりの問題があり、上記目的達成のための手段として飛躍がある制度である。その性質上の合理性を認めることは難しく、全部撤廃または按分率の見直し等を検討するべきである。

仮に、現行の佐世保市政務活動費運用指針における包括的な携帯電話料金支出制度に合理性があると認められる場合であっても、ガソリン代と同様に、行政訴訟において、佐世保市及び会派に住民側から「実際に支出した携帯電話につきどのような広報活動を行ったのかを個別に明らかにした上で反証を示せ。」として立証責任が転換された場合、現状の料金明細書のみしか存在しない報告に止まれば、性質上の合理性を認められないとされる可能性があると思われる。

また、以下の支出については、政務活動費からの支出につき不適切

と認定される見込みが高いと思われる。なお、紙媒体請求書発行料については、見解が分かれ得るところであるが、本件監査のように、政務活動費としての適法性を判断するためには紙媒体であることの有効性が認められることから、本件では適法とした。

① a u スマートパス、同プレミアム（市岡、松尾、田中、永安、宮田）

電子書籍や音楽のサブスクリプションサービス料金であり、政務活動との目的及び性質上の合理性を認めることは困難である。これについては、崎山議員が、政務活動費からの携帯電話料金支出申請の際、a u スマートパスプレミアム使用料について控除していることを参考にするべきである。

なお、これらの携帯電話のオプションサービスについては、携帯電話購入ないし通話契約時に、使用料無料サービスとして利用を開始する例があると思われ、各議員にて、積極的に利用する意思は無かった契約に組み込まれ、その後失念していたという経緯が予測できる。結果的に、本指摘を受けることがあることに留意するべきである。

② d ヘルスケア（山口）、d TV及びd マガジン（湊、田山）

前者は健康に関するネットを利用した質問等を受けつけるサービス料金であり、後者は動画や電子書籍等のサブスクリプションサービス料金である。やはり、政務活動費との目的及び性質上の合理性を認めることは困難である。

③ a u かんたん決済情報料（永安）、有料コンテンツ使用料（北野）、その他（湊）

いずれも市政の調査またはこれに関連する事項とは評価できない。

④ 明細不明（湊、山下）

電話料金の明細が不明である場合、本来政務活動費を支出するべきではない上記①ないし③につき適切に控除されているかが不明となる。判例上、政務活動費ではない部分の混入が疑われる場合、端的に全額不適切とされた例がある。

以上より、各携帯電話代の支出については、政務活動としての性格を認めることが難しい。ガソリン代と同様に、政務活動としての活動を行ったという裏付けが無い状態での包括的な支出は、「政務活動費は議員の第二の報酬である。」という非難を受ける可能性があり、今後慎重に検討するべきである。

ウ 小括【指摘】

(ア) 固定電話代、ファクシミリ通信費、プロバイダ料金

会派控室の固定電話代、ファクシミリ通信費、プロバイダ料金はその必要性につき理解できるが、項目を「広報費」に限定すると、市政の広報活動以外の政務活動の使用に疑義を呈される可能性がある。それゆえ、「調査研究費」、「要請陳情等活動費」及び「事務費」と併せる等検討されたい。

その上で、会派控室内での事務作業や維持経費につき、本監査で説明している多数の判例において、按分が妥当とされていること、及び、その按分率として会派控室の事例で2分の1を多く用いられていることを参考として、按分ルール適用を検討されたい。

なお、この結論については、別の年度及び別の会派における固定電話代、ファクシミリ、プロバイダ料金（インターネット通信費）についても同様である。

(イ) 携帯電話料金

携帯電話代の包括的支出については、今後、その改廃自体検討して

いただきたい。仮に、包括的支出の必要性があるとして維持する場合、携帯電話代請求にあたり、対象月に行った携帯電話を用いた広報活動（広報費のみならず、広聴費、要請陳情等活動費、事務費としても容認する場合、広聴活動、要請陳情活動、事務作業を含む。）について、報告書またはこれに準じる資料を提出すべきである。また、上述のとおり、サブスクリプションサービス料が携帯電話料金に含まれ支出されている。携帯電話料金の包括的な支出を容認する場合、複雑な料金体系である携帯電話料金の内訳を精査し、適宜政務活動費から支出すべきではない部分の控除を行うように努めていただきたい。

第3 資料購入費【指摘あり】

年度	令和元年度		
会派名	自民党市民会議		
使途	資料購入費		
支出対象	図書・雑誌購入費		
細目	金額	注意事項	
電子版ゼンリン地図	111,240		
参考図書	108,648	橋之口裕太 52冊	
参考図書	10,203	田山藤丸 9冊	
全国農業新聞	46,200	長野孝道、田中稔、林健二、山口裕二、永安健次、北野正徳 7700円×6人	
日本農業新聞	86,559	長野孝道、林健二、永安健次 2万8853円×3人	
合計	362,850		
支出理由			
政務活動に資するとされる新聞購読、参考図書購入。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	ゼンリン地図につき領収証が付されている。 日本農業新聞、全国農業新聞とも支払証明資料が出されている。 書籍購入費についてもネット注文の疎明資料が出されている。		

<p>内容面</p>	<p>■各新聞については、農業に関する情報取得と推測され、娯楽性はなく、内容として適法。ただし、佐世保市使途基準上、「新聞については、会派室で購読する場合に限るものとし、同じものを複数購読はできない。」に抵触する。同使途基準を徹底されたい。</p> <p>■橋之口議員購入書籍については以下のとおり。</p> <p>議会改革の第2ステージ⇒容認できる。</p> <p>自治体議会改革講義⇒容認できる。</p> <p>蘇生不要指示のゆくえ⇒容認できる。</p> <p>人口減少社会と高校魅力化ガイド⇒容認できる。</p> <p>地域協働による高校魅力化ガイド⇒容認できる。</p> <p>「未来を語る高校」が生き残る⇒市政と関連しない部分が含まれている疑いはあるが容認できる。</p> <p>未来の地図帳・人口減少日本で各地に起きること⇒容認できる。</p> <p>こうすれば学校は変わる⇒市政と関連しない部分が含まれている疑いはあるが容認できる。</p> <p>実務教育法規（2019年7月号）⇒容認できる。</p> <p>民間主導・行政支援の公民連携の教科書⇒容認できる。</p> <p>日本の地方政府⇒容認できる。</p> <p>日本人の勝算⇒市政と関連しない教養部分が含まれると思われるが、人口減少下での企業経営についての作者見解が中心であり容認できる。</p> <p>SDGsが日本を救う。⇒容認できる。</p> <p>知っていますか？SDGs⇒容認できる。</p> <p>SDGsの基礎⇒市政と関連しない教養部分が含まれるとも思われるが、SDGsが政策方針に関するものである以上容認できる。</p> <p>データが語る日本財政の未来⇒日本政府の問題であり市政と直接関連しない部分があるとも思われるが、地方交付税交付金等国の財政が地方自治に影響を与える部分があり、容認できる。</p> <p>ニッポン2021-2050⇒市政と関連しない教養部分が含まれると考えられるが容認できる。</p> <p>学力テストで測れない非認知能力が子どもを伸ばす⇒児童教育の知識に関わる書籍と考えられ容認できる。</p>
------------	--

日本社会のしくみ、雇用・教育・福祉の歴史社会学⇒現在の市政に直接関連しないとも考えられるが、制度趣旨の知識は有益であり容認できる。

「農業を株式会社化する」という無理、これからの農業論⇒容認できる。

人口減少社会の未来学⇒容認できる。

人口学への招待－少子・高齢化はどこまで解明されたか⇒市政と関連しない教養部分が含まれるとも思われるが、地方における人口減少問題の課題は大きく容認できる。

ルポ教育困難校⇒容認できる。

岐路に立つ指定管理者制度⇒容認できる。

子どもが増えた！明石市人口増・税収増の自治体経営⇒容認できる。

なぜ、彼らは「お役所仕事」を変えられたのか？⇒容認できる。

地方自治法概説第8版⇒容認できる。

人口減少社会のデザイン⇒容認できる。

要説地方自治法⇒容認できる。

「小さな拠点」をつくる〈図解でわかる田園回帰1%戦略〉⇒容認できる。

教育委員会の活性化⇒容認できる。

新しい「教育格差」⇒容認できる。

高齢者の生活困難と養護老人ホーム⇒容認できる。

福岡市が地方最強の都市になった理由⇒容認できる。

日本未来図2030 20人の叡智が描くこの国のすがた⇒市政と間接的に関連すると思われるが、自民党国家戦略本部出版であり、議員の所属政党との関連性がある。政党関係資料及び教養面を考慮すると、全面的な容認は難しい。按分2分の1基準が妥当と思われる。

日本の田舎は宝の山⇒容認できる。

社会福祉法人評議員会・理事会運営と指導監査Q & A ⇒容認できる。

先生の先生が集中討議⇒容認できる。

人生100年時代を生き抜く子を育てる！⇒容認できる。

DMO入門官民連携のイノベーション⇒容認できる。

先生がつぶれる学校、先生がいきる学校⇒容認できる。

教育格差⇒容認できる。

	<p>介護経営イノベーション⇒容認できる。</p> <p>地方議員あいさつ例文集⇒市政との関連性を全面的に認めることが難しい。按分2分の1基準が妥当と思われる。</p> <p>野口悠紀雄の経済データ分析講座⇒容認できる。</p> <p>いまこそ税と社会保障の話をしよう！⇒容認できる。</p> <p>私たちは子どもに何ができるのか⇒容認できる。</p> <p>公共施設のしまいかた⇒容認できる。</p> <p>子どもの貧困調査⇒容認できる。</p> <p>教育の最新事情がよくわかる本2020⇒容認できる。</p> <p>人口減少時代の自治体政策⇒容認できる。</p> <p>■田山議員購入書籍については以下のとおりと思われる</p> <p>人口18万の街がなぜ美食世界一になれたのか⇒容認できる。</p> <p>だれのための保育制度改革⇒容認できる。</p> <p>ビレッジプライド「0円起業」の町をつくった公務員の物語⇒容認できる。</p> <p>地元がヤバいと思ったら読む凡人のための地域再生入門⇒容認できる。</p> <p>稼ぐまちが地方を変える⇒容認できる。</p> <p>知と地の新たな創造⇒容認できる。</p> <p>外国人が見た日本「誤解」と「再発見」の観光150年史⇒容認できる。</p> <p>観光亡国論⇒容認できる。</p> <p>福岡市を経営する⇒容認できる。</p>
--	--

### (1) 概要

会派所属議員にて、新聞購読費及び資料・図書購入費を支出したものである。

### (2) 手続面での評価

支出額に相当する金銭支払証憑書類は提出されており、支払関係での問題は無い。

### (3) 内容面での評価

#### ア 目的



新聞購読及び図書購入は、政務調査の典型的な場面であり、その目的につき合理性を認めることができる。

## イ 性質

(ア) もっとも、新聞閲読及び図書購入といえども、市政に資する情報入手である必要があり、市政との関連性が認められない場合、また、市政との関連性が認められる場合であってもその必要が認められない場合には、性質上の合理性を認めることができず、費用支出の全部または一部が違法となる。

(イ) 各新聞については、いずれも判例上不適切とされる娯楽性の強いものではなく、内容上市政に資するものである。ただし、佐世保市の政務活動費運用指針上、一会派毎に政務活動費からの複数閲読のための支出が否定されており、本件はこれに違反する。よって、各新聞につき、一部を超える部分の閲読費用は違法である。

(ウ) 電子版ゼンリン地図の使用料は、性質上適法と解する。

(エ) 書籍購入につき、判例は、その表題から、市政との関連性を判断し、按分を含め、適否を判断している。その傾向から、本件については、以下のとおりと考える。

### ① 橋之口議員

表題からして、市政と関連性を有する書籍が大部分であり、概ね適切と考える。ただし、「日本未来図2030 20人の叡智が描くこの国のすがた」については、表題上、市政に間接的に関連する書籍と考えられるが、自民党国家戦略本部の出版物であり、本会派が所属する政党との関連性がある。それゆえ、政党関係資料及び政党所属者の教養に関連する部分も併存すると考えられ、全額支出の容認は難しいと思われる。また、地方議員あいさつ例文集については、もっぱら政党活動、選挙活動及び後援会活動の際に利用される部分

が大きいと考えられ、やはり全額支出の容認は難しいと思われる。これらについては、政務活動とそれ以外の使用目的があると考えられるので、適宜按分を検討していただきたい。なお、包括外部監査人としては、2分の1按分が妥当と思われる。

② 田山議員

表題より、全て適法と考える。

ウ 小括【指摘】

本件支出につき、新聞購読料の内、各新聞の1部を超える部分の購読については、運用指針に照らして、会派毎に1部のみとすることを徹底していただきたい。書籍購入については、適宜、各会派にて、判例の傾向を根拠として、按分を要する場合があることを周知徹底することを求める。

#### 第4 事務費

##### 1 事務機器費【指摘、評価あり】

年度	令和元年度		
会派名	自民党市民会議		
使途	事務費		
支出対象	事務機器費		
細目	金額	注意事項	
シャープ複合機リース料	199,584	1 1 か月分	
キャノン複合機リース料	113,952	1 1 か月分／振込手数料含む	
キャノン複合機リース料	250,682	1 1 か月分／振込手数料含む	
テレビ佐世保有線テレビ維持費	4,320		
合計	568,538		
支出理由			
議会運営課によると、いずれも会派控室にて使用された事務機器とのこと。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
業者からの請求と支払関係の資料のみ提出されている。			

評価	
手続面	支払証明資料が出されており、実際の料金と支払額に齟齬はないようである。
内容面	<p>■判例上、事務費については、会派控室内での使用に供する場合、政務活動以外の活動も行われていると推測できることから、按分5割基準を適用した例がある。本件の支出が、「会派控室での利用にかかった支出全額」に相当することから、今後、按分制度の適用を検討されたい。</p> <p>■ケーブルテレビ視聴料については、判例上、その娯楽性を理由に全額違法とした例があるが、テレビ佐世保については、佐世保市の学校や地域の情報発信を主要なコンテンツとしており、市民生活の情報収集の手段として考え得ることから、全額違法にはならないと思料する。ただし、その視聴は、会派控室内であることから、政務活動以外の議員活動としての側面を考慮する必要がある。按分制度の適用を検討されたい。</p> <p>■事務機器につき、購入ではなくもっぱらリースを利用していることは、会派の資産形成回避を図っていると評価できる。</p>

〔補足〕

(1) 概要

会派所属議員にて、会派控室にて利用している複合機のリース料金及び有線テレビ料金を支出したものである。

(2) 手続面での評価

支出額に相当する金銭支払証憑書類は提出されており、支払関係での問題は無い。

(3) 内容面での評価

ア 目的

会派控室において、政務活動を行う場合に必要である事務機器に関する費用及び情報収集のためのサービス料金の支出は、目的としての合理性を認めることができる。

#### イ 性質

会派控室内での議員の活動は、①政務活動と②それ以外の議員としての活動が混在することから、会派控室内での事務作業のために必要である機器購入及びリース並びにサービス加入については、判例上、按分を行っている例が多い。したがって、第6章の第4で指摘したとおり、本件のような会派控室内の事務費については、按分を適用することを検討すべきである。特に、本会派は、3台の複合機を利用しているところ、最大会派であることにより政務活動を少なからず行っていること以外に、選挙活動、政党活動、講演会活動も少なからず行っていることが予測される。

#### ウ 小括【指摘及び評価】

(1)【指摘】事務費については、今後、按分適用を検討していただきたい。

なお、包括外部監査人としては、判例の傾向に鑑み、按分2分の1を提案する。

(2)【評価】なお、複合機については、複数台使用しているという事情はあるが、これは、本会派が最大会派として議員17人（令和3年10月時点）を擁することからすると、不必要とはいえない。その上で、判例上、事務費につき違法認定を受ける例として、私的利用が疑われる物品の購入が少なくないところ、本件では、複合機につき、リース契約を利用し、経費の節減と蓄財防止を図っていることは適切である。

## 2 事務消耗費【指摘あり】

年度	令和元年度	
会派名	自民党市民会議	
使途	事務費	
支出対象	事務消耗費	
細目	金額	注意事項
シャープ複合機カウント料	178,864	
キャノン複合機(C3520)カウント料等	137,482	振込手数料を含む。
キャノン複合機(C5535)カウント料等	190,650	振込手数料を含む。
(株)マゴオリ事務用品代	1,215,722	脇机、筆記用具、ステープラー、ファイル、ノート、トナーカートリッジ、USBメモリ、ハードディスク、コピー紙等
(株)ニトリ	17,159	ハンガーラック代
ベネックスストア	9,727	タブレット用キーボード代
ベスト電器	9,018	小型印刷機用のインクトナー
Amazon	6,514	タブレット用キーボード代他
ダイソー	3,250	文房具
ダイレックス	2,062	インクトナー
ドコモショップ広田店	1,760	USBケーブル

コスモス	798	乾電池
(資)古賀商店 事務用品代	604	上質紙
長崎県	190	コピー代
合計	1,773,800	
支出理由		
議会運営課によると、いずれも会派控室にて使用された事務機器とのこと。		
提出されている報告書の内容	丁数	■ 報告書不存在または不明
業者からの請求と支払関係の資料のみ提出されている。		
評価		
手続面	支払証明資料が出されており、実際の料金と支払額に齟齬はないようである。	
内容面	■判例上、事務費については、会派控室内での使用に供する場合、政務活動以外の活動も行われていると推測できることから、按分2分の1基準を適用した例がある。本件についても、今後、同様の按分を検討していただきたい。	

〔補足〕

(1) 概要

会派所属議員にて、会派控室にて利用・消費している複合機のカウンタ料及び保守料、文房具等の購入費を支出したものである。

(2) 手続面での評価

支出額に相当する金銭支払証憑書類は提出されており、支払関係での問

題はない。購入品については、これらの書類より判明している。

### (3) 内容面での評価

#### ア 目的

(ア) 会派控室において、政務活動を行う場合に必要である事務機器利用に伴う付随費用や事務処理のための消耗品購入等の支出は、目的としての合理性を認めることができる。

(イ) なお、事務消耗品につき、判例は、事務処理との関連性が希薄な物品購入費につき違法と認定している例がある。本件について、ハンガーラック代については、会派議員の衣服を保管するための機器であると考えられ、その購入費1万7159円の支出は目的上の合理性を認めることが難しいと考える。

#### イ 性質

会派控室内での議員の事務処理に関する費用であることから、事務機器費と同様に、判例上、2分の1の範囲で合理性を有すると認定している例がある。したがって、第6章の第4で指摘したとおり、本件のような事務消耗品購入費については、今後按分制度導入を検討すべきである。

#### ウ 小括【指摘】

(1) 本件支出中、ハンガーラック購入費1万7159円の支出は政務活動との関連性を認めることが難しいと思われる。政務活動との直接的な関連性が無い消耗品の購入については、政務活動費の支出を認めないとする事、及び、その例について、再度検討していただきたい。

(2) その余について、会派控室で利用する事務消耗品の購入についても、判例を参考として按分制度を適用するか検討していただきたい。なお、包括外部監査人としては、按分2分の1を提案する。



### 3 その他【評価・指摘あり】

年度	令和元年度	
会派名	自民党市民会議	
使途	事務費	
支出対象	その他	
細目	金額	注意事項
郵便代	166	連絡文書2通用
収入印紙	200	リース契約書作成費用
合計	366	
支出理由		
①郵便代については、公開アンケートを求めてきた法人への回答書送付とゼンリン地図購入の領収書発行依頼書送付		
②収入印紙は複合機リース契約書作成の際に貼付したもの		
提出されている報告書の内容	丁数	■ 報告書不存在または不明
領収書及び書簡や契約書写しが提出されている。		
評価		
手続面	支払証明資料が出されている。	
内容面	<p>■ 郵送代につき、公開アンケートへの回答は市政に関する経費と考えられる。他方、ゼンリン電子版利用料の領収書交付は、同資料利用料が全額適法であると考えられることから、適切と考えられる。</p> <p>■ リース料金の収入印紙代は、複合機リース料金が、按分2分の1基準が妥当と思われることに連動して同基準が用いられるべきである。</p>	

〔補足〕

#### (1) 概要

会派所属議員にて、会派あてのアンケートに対する回答書郵送及びゼン

リン地図購入についての領収書発行依頼書郵送時の切手代、並びに、複合機リース契約締結時の収入印紙代を支出したものである。

## (2) 手続面での評価

支出額に相当する金銭支払証憑書類は提出されており、支払関係での問題は無い。

## (3) 内容面での評価

### ア 目的

会派あてのアンケートに対する回答自体は市政に関する広報活動と考えられ、また、資料購入の領収書発行依頼は資料購入のための必要関連事項と考えられる。よって、これらの郵送費支出につき目的上の合理性が認められる。

複合機リース契約は、事務機器利用のため不可欠な行為であり、これに必要な印紙代支出も目的上の合理性を認めることができる。

### イ 性質

(ア) 郵送料支出は、いずれも不可欠な事務であり、性質上の合理性を認めることができる。実費のみに抑制していることは、評価されるべきである。

(イ) 複合機リースにつき、上記「1 事務機器費」にて述べたとおり、今後、按分適用を検討するべきとしていることに連動して、収入印紙代支出についても按分適用を検討するべきである。

### ウ 小括【指摘、評価】

(ア) 指摘：本件支出中収入印紙代200円のように、事務機器費に関する経費について、按分適用を検討していただきたい。

(イ) 評価：郵送料につき実費のみとしている点は評価されるべきである。これは、広報費として包括的なガソリン代及び携帯電話代支出を容認していることと対照的である。

## 第9章 自民党市民会議の令和2年度報告書の調査・意見

### 第1 調査研究費

#### 1 佐世保市高島・黒島現地調査（17名）

年度	令和2年度		
会派名	自民党市民会議		
使途	調査研究費		
支出対象	佐世保市高島・黒島【広聴活動・現地調査】（17人）		
細目	金額	注意事項	
旅費	221,980		
日当	8,500		
合計	230,480		
支出理由			
令和2年10月26日、本会派所属議員17名にて、佐世保市高島町及び黒島町を視察したもの。目的は、①台風9号に係る被災状況、地域における要望箇所の確認、②離島が抱える諸課題について島民と意見交換を行ったというもの。			
提出されている報告書の内容	丁数	24	<input type="checkbox"/> 報告書不存在または不明
①高島町の被災箇所（現地職員の説明状況あり）、港湾周辺及び意見交換会の状況に関する写真8葉、②黒島フェリー仮着岸地凌渫（しゅんせつ）工事説明書き、③台風9号被害のため黒島島へのフェリー寄港不能により発生した島民生活への影響、④高島漁港の災害復旧工事説明書き、⑤高島町崎田地区被災写真8葉及び地図、⑥黒島漁港被災写真及び地図、⑦佐世保市のインターネット普及状況、⑧高島架橋要望のチラシ、⑨黒島・高島視察意見交換の結果（写真数葉及び地図添付）等			

評価	
手続面	旅費については、各議員が離島地域へ向かうための出発地点である相浦 棧橋への個別のバス料金につき報告書を用いた他、相浦港⇒高島⇒黒島 ⇒相浦港の航路につき、船舶チャーター代2回分の領収書が付されてい る。また、各離島での移動のためのタクシー借上料とタクシー船賃の領 収書が付されている。日当は、議員1名あたり500円が支払われている。
内容面	令和2年台風9号は、同年9月1日から3日にかけて日本上空を移動 し、最低気圧935hPa、五島列島にて瞬間風速44.8m/sを記録 した大規模台風であり、佐世保市の高島、黒島等離島地域のライフライン である港湾施設や道路等に被害を与えた。その被害状況と住民の意見 の視察は、佐世保市政の調査研究活動に資するといえる。視察時期は、 2か月弱経過しているが、現地の緊急を要する工事や復旧に従事する職 員への配慮、他の視察団体との日程調整、会派側の事前準備に要する期 間等を考慮すると不適切とはいえない。また、提出された報告書は、上 記の内容であり、実際に、現地の状況や住民の意思を調査した内容とな っている。よって、本件調査研究費の政務活動費からの支出は全額適 法と思料する。

〔補足〕

(1) 概要

自民党市民会議所属の議員17名による佐世保市高島・黒島地区（いず  
れも離島地区）の現地調査のための旅費を支払ったものである。

(2) 手続面での評価

支出額に相当する金銭支払証憑書類は提出されており、支払関係での問  
題はない。

(3) 内容面での評価

ア 目的

佐世保市離島地域である高島・黒島地区の台風9号被害状況及びその

他住民の要望等確認のため現地へ出張することは有意義であり、その旅費等支出は目的上の合理性を認めることができる。

イ 性質

被災地域の確認と住民からの陳情対応を中心にスケジュールが組まれており、その旅費等支出について、適切と解する。

ウ 小括

したがって、本件支出については、全額適法と考える。

2 倉敷市出張（4名）【指摘、意見あり】

年度	令和2年度		
会派名	自民党市民会議		
使途	調査研究費		
支出対象	倉敷市【中核市サミット参加】（4人）		
細目	金額	注意事項	
旅費	41,250		
宿泊費	118,400		
日当	36,000		
燃料費	14,760		
通行料等	23,800		
入館料	6,000	大原美術館（4人分）	
合計	240,210		
支出理由			
令和2年10月28日から令和2年10月30日まで（2泊3日）、本会派所属議員4名にて、岡山県倉敷市内大原美術館を視察し、中核市サミット2020IN倉敷に参加したものの。			
提出されている報告書の内容	丁数	9	<input type="checkbox"/> 報告書不存在または不明
「視察報告書」の表題にて提出されている。①大原美術館については、写真4葉あり。人物については、参加した議員3名と思しき者を撮影したもののみ。視察所見はあるが、A41枚のみ。もっぱら視察者の感想が多く、職員や学芸員から事情を聴取した記録はない。②中核市サミットにつきサミットの状況を撮影した写真4葉あり。その他、A42枚の報告書がある。なお、②につき90ページ程度の配布資料等写しが添付されている。			
評価			
手続面	旅費については、レンタカー借り上げ費用、ガソリン代、高速道路利用料金、美術館入館料の領収書が付されている。また、日当が3000円×3泊分計上されている。		

内容面	<p>1 大原美術館視察につき、その目的は、「美術館を起点とした、観光地区整備について」とされているが、報告書の内容は、美術館の内外についての印象、感想が多く、美術館とその周辺の観光地域に関する記載は、A4サイズの「視察所見」の3分の1程度である。しかも、その内容は、抽象的である。上記目的のため、佐世保市にある既存の美術館や周辺観光地区の現状について、内容や位置関係等についての比較考察が妥当と思われるが、これに関する記載は皆無であり、また、報告書の内容からして、大原美術館の職員や学芸員との質疑応答等情報収集を行った事実は無く、また、来館前に調査目的を同美術館へ伝える等の事前調整もしていなかったようである。かかる内容では、同美術館視察は、私的観光の認定を受ける可能性がある。今後、留意することを求める。</p> <p>2 中核市サミット参加について、同サミットが、中核市における都市問題の議論や講演を行う定期事業であり、中核市の市長や市議会議員が参加するとされていることから、市議会議員の参加が佐世保市の市政に関する調査研究活動及びその他の活動に該当することは明らかであると思われる。しかし、本件の場合、報告書の内容が、中核市サミットのプログラム、写真4葉の他、A4サイズの書面2枚であり、同書面については、中核市サミットの概要説明と開催目的で占められ、その大部分が中核市WEBからの引用及び倉敷市WEBからの引用となっている。プログラムの重要項目である基調講演やパネルディスカッションの具体的な内容説明は報告書自体での記載は無いものの当日配付資料写し等で内容は確認可能。出席した議員による佐世保市への本サミットの成果還流を窺わせる事情は、「自分たちのまちを愛する気持ちが観光のみならず、すべての分野で生かすことができる力へと昇華していくと考える。」、観光については「来訪者数よりも満足度」という考え方であると感じた等、非常に抽象的な所感に止まっている。添付資料を含めれば報告書の内容は不当とはいえず、中核市サミット出席についての支出につき適法と考える。なお、報告書の記載内容次第で、政務活動目的であったことを否定されるおそれがあることにつき注意するべきである。</p>
-----	--

(1) 概要

自民党市民会議所属の議員4名による中核市サミット2020IN倉

敷出席のため、旅費及び宿泊費を支払ったものである。なお、同サミット参加前に、大原美術館に入場しており、その観覧料が政務活動費から支出されている。

## (2) 手続面での評価

支出額に相当する金銭支払証憑書類は提出されており、支払関係での問題は無い。

## (3) 内容面での評価

### ア 目的

①大原美術館視察は、その目的につき、美術館を起点とした観光地区整備についての調査とされている。また、②中核市サミットは、中核市で組織される中核市市長会が、中核市の問題や政策の研究、意見提言等を行う定期的な大会である。いずれも、議員による視察、参加について、目的上の合理性を認めることができる。

### イ 性質

- (1) 大原美術館視察については、上記のとおり目的とのことであるが、その報告書は、A4サイズの用紙の3分の1程度に止まり、参加した議員による美術館に対する簡単な所感が述べられるに止まっている。大原美術館と周辺環境地区についての把握・分析がなされたとは言い難い。また、この視察にあたり、事前の調査事項の検討や美術館への連絡、視察時の美術館側との質疑応答等の事情も無かったようである。したがって、大原美術館視察は、私的観光の域に止まるとされる可能性がある。
- (2) 中核市サミット参加は、対象となる集会の性質からして、その参加自体をもって、性質上の合理性が認められる余地がある。もっとも、本件の報告書中、議員が起案した部分は、プログラム構成や中核市WEB及び倉敷市のWEBからの引用が多く、基調講演やパネルディスカッションの内容説明及び分析は存在しない。報告書上、議員の見解を示す大会



への所感も「自分たちのまちを愛する気持ちが観光のみならず、すべての分野で生かすことができる力へと昇華していくと考える。」、観光については「来訪者数よりも満足度」という考え方であると感じた等、非常に抽象的である。判例上、報告書の内容がインターネット等で入手が容易である内容に止まる場合、その報告書の証拠力に疑問を呈され、さらに、政務活動との関連性否定につながり、政務活動費支出が違法とされる流れがある。本件については、報告書とその添付資料の内容、並びに、大会の公益性を考慮し、性質上の合理性があると認めるが、報告書については、佐世保市の行政課題を明示する等し、充実を図るように努めていただきたい。

ウ 小括【指摘、意見】

(ア) 指摘：本件支出中、大原美術館観覧料については、その観覧につき全部または一部が私的観光にあるとされる可能性がある。それゆえ、「観光地、観光施設の視察」については、私的観光との境界が問題となることを今一度周知徹底させ、必要に応じて政務活動費の按分措置または全額私費とすることの検討を求めるようにしていただきたい。

(イ) 意見：その余の支出については適法と考えるが、報告書については、その内容につきより充実させることに努められたい。

3 岩国市・広島市視察（9名）【指摘あり】

年度	令和2年度		
会派名	自民党市民会議		
使途	調査研究費		
支出対象	岩国市・広島市視察（9人）（内1名キャンセル）		
細目	金額	注意事項	
旅費	205,260	キャンセル料1名分含む	
宿泊費	118,400	8人	
日当	48,000	8人	
土産代	11,200	岩国市・岩国市議会	
合計	382,860		
支出理由			
令和2年11月4日から同月5日にかけて、①山口県岩国市の岩国市役所へ「愛宕山開発事業」について、②広島市のNTTクレドホールにて「尖閣諸島と日本人（企画展見学）」のため出張したものを。			
提出されている報告書の内容	丁数	8	<input type="checkbox"/> 報告書不存在または不明
<p>1 岩国市役所については、写真4葉、さらに、本件の視察所見と題するA4サイズ4枚の書面中、「愛宕山開発事業について」と題する報告が2枚弱程度作成されている。岩国市において、山口県と協力し、岩国基地の沖合移設事業にあたり、埋立土砂の供給とその跡地活用事業を行ったことについて、跡地につき当初の住宅団地開発事業から、途中で大病院の新築移転、消防・防災区域設置に転換したこと等の報告がなされている。これらについては、自衛隊及び米海軍基地が存在する佐世保市の将来においても基地政策及び港活用等、国県との連携や課題解決スキームにおいて参考事例になるとの感想が示されている。</p> <p>2 広島市の「尖閣諸島と日本人（企画展見学）」について、同視察所見中、A4サイズ2枚程度の報告がなされている。領土問題についての提起、説明、展示内容につき「北方領土・竹島及び尖閣諸島が我が国固有の領土であることを示す歴史的資料や人々の営みを示す資料をまとめて紹介する初めての国の施設」とされている。</p>			

評価	
手続面	<p>1 参加議員が出発地である佐世保駅へ向かうバス料金について報告書をまとめている。「佐世保市⇒岩国市⇒広島市⇒佐世保市」の移動につき、インターネットの行程検索サイト（JR特急料金につき閑散期指定）を印刷した書面を添付している。また、参加をキャンセルした議員1名のJR運賃取消料の領収証、土産品購入と推測されるレシートが添付されている。</p> <p>2 JR乗車券につき、参加をキャンセルした議員のキャンセル料金が政務活動費から支出されている。しかし、判例上、キャンセル料については、その欠席自体が政務活動に資する理由を必要とされているところ、本報告では、その理由付記がなされていない。よって、キャンセル料金については、全額違法とされる可能性がある。</p> <p>3 土産代については、佐世保市使途基準上、明確な基準なし。議会運営課によると、調査研究費として認めているとのことであった。</p>
内容面	<p>1 愛宕山開発事業用地の政策に関する調査は、岩国市と佐世保市が、長い海岸線、港湾、自衛隊基地及び米軍基地が存在するという共通点があることから、その目的につき、佐世保市政への活用を否定することはできないと思われる。ただし、岩国市による同政策は、岩国基地が、米軍海兵隊及び自衛隊の航空戦力の拠点であり、飛行訓練等による騒音問題や上空からの落下物、別の航空基地での航空機墜落問題（岩国市沿岸に石油コンビナート基地がある。）の解決のためであり、佐世保市が自衛隊及び米軍とも海上戦力に重点を置いていることから、基地問題として詳細が共通するとは限らない。佐世保市において、現行の自衛隊基地や米軍基地の移転要求が佐世保市民や企業から強く提言されているとは思われず、本調査が佐世保市の市政上、必要性を認められるかは難しいところである。</p> <p>2 広島市の企画展見学については、もっぱら領土問題に関する企画であり、この視察が、佐世保市の市政の調査研究にどの程度必要性があるかは不明である。また、本視察は、感想として、企画展の誘致の重要性を報告しているが、具体的に佐世保市への誘致を会派として活動していたという事情はないようである。しかし、本企画展の主催者である領土・主権展示会によれば、令和3年3月19日から同月28日にかけて長崎市にて、また、同年4月15日から同月24日にかけて佐世保市にて、領土・主権展示会の地方巡回展が開催されている。</p>

内容面	<p>3 土産代については、判例上、その代金、受贈者、物品内容から社会通念に照らして適否判断されている傾向がある。本件は適法と考える。</p> <p>4 以上より、岩国市視察と広島市の企画展見学について、その目的及び性質上、市政調査との関連性を完全に否定するには至らず、本監査では適法と考える。ただし、広島市の企画展見学については、佐世保市の市政に関連する部分と会派の政党活動または私的活動が混在しているとの指摘を受ける可能性があり、これにつき、按分を求められる可能性もあると思料する。</p> <p>5 キャンセル料については、判例上、キャンセル自体が政務活動と評価できる事情または社会通念上やむを得ない事情が無い場合、政務活動費からの支出を違法としたものがある。今後、キャンセル料支出については原則不可とし、例外的に認める運用とすることを検討していただきたい。</p>
-----	--

〔補足〕

(1) 概要

会派所属議員 9 名にて、①岩国基地移転に関わる愛宕山開発事業について岩国市役所への調査活動、②広島市の「尖閣諸島と日本人（企画展）」見学のため、旅費、宿泊費等を支出したものである。なお、9 名中 1 名、キャンセル料を支出している。

(2) 手続面での評価

旅程及び旅費等問題なし。

(3) 内容面での評価

ア 目的

(ア) 岩国市役所への視察は、基地移設に関わる愛宕山開発事業について、岩国市の実績を調査することを目的としている。岩国市の場合、もっぱら航空基地の騒音問題や航空機体からの物資落下問題等への対処のため、住民からの基地移設要請があった。佐世保市の場合、主に米海軍及び海上自衛隊の基地があり、問題の詳細は岩国市とは異なり、必要性に

については難しいとも考えられる。ただし、政策検討にあたり調査対象が広範となることも考え得るところであり、軍用基地の存在と住民の生活に関する地方自治体の問題として参考とすべき部分も多々あると考えられる。したがって、岩国市役所への視察の目的は合理性を有すると考える。

(イ) 広島市の企画展見学は、その内容が日本国の尖閣諸島に関する国境問題であり、市政との関連性が直接あるとは言い難い。ただし、長崎県は、その地形上、国境隣接部分の離島を多数抱える地形であり、沖縄県石垣市と尖閣諸島の関係に類似している。したがって、外国による侵食行動や密入国等の問題を地方自治体として無視すべきではなく、市政との間接的な関連性はあるといえる。したがって、広島市の企画展見学について、その目的は合理性があると考えられる。

(ウ) 議員1名のキャンセル料支出は、先述のとおり、そのキャンセル自体が政務活動としての性格を有しない場合、公益上または私的事務においてやむを得ない理由が無い場合、政務活動費での支出は違法とする判例がある。本件は、キャンセル理由につき、かかる例外的な理由の有無は不明であるため、目的上の合理性が認められない可能性がある。

## イ 性質

(ア) 行程は、概ね移動と視察に費やされており、視察としての性質上の合理性を認めることができる。また、視察報告書について、佐世保市の行政課題との関連性が明確とは言い切れないが、視察内容が分かる内容となっていた。

(イ) 議員1名のJR乗車券のキャンセル料が支出されている部分については、性質上の合理性も認めることは難しい。

## ウ 小括【指摘】

出張のキャンセル料については、原則として政務活動費からの支出は

認められず、その支出を求める場合、①別の政務活動への参加のためキャンセルを余儀なくされたという事情、または、②社会通念上やむを得ない私的事情の説明及び証明を条件とするようにすることを検討していただきたい。

4 呉市・広島市出張、財政研修（6名）【指摘あり】

年度	令和2年度		
会派名	自民党市民会議		
使途	調査研究費		
支出対象	呉市、広島市（財政研修）、広島県（6人）		
細目	金額	注意事項	
旅費	165,520		
宿泊費	177,600		
日当	54,000		
財務研修会	180,000	受講料	
乗船料	9,000	呉湾艦船めぐり（6人分）	
記念館観覧料	250	入船山記念館（1名分）	
土産代	4,800	呉市及び広島県	
合計	591,170		
支出理由			
令和2年11月16日から同月18日にかけて（2泊3日）、①呉市役所視察「観光行政について」、②ワークピア広島にて地方議員研究会セミナー「議員が知っておくべき財政の話」受講、③広島県庁視察「ひろしまサンドボックスについて」の出張経費。			
提出されている報告書の内容	丁数	10	<input type="checkbox"/> 報告書不存在または不明
①呉市役所、広島県庁の視察については、呉市のみ写真6葉が付されている。それ以外は、議員作成のものとして視察項目のみ箇条書き記載。なお、多数の既存資料が添付されていた。②セミナー受講について、6名の議員が、A4サイズ各1枚の報告書を提出。			
評価			
手続面	<p>1 参加議員が出発地である佐世保駅へ向かうバス料金について報告書をまとめている。「佐世保市⇒呉市⇒広島市⇒佐世保市」の移動につき、インターネットの行程検索サイト（JR特急料金につき閑散期指定）を印刷した書面を添付している。また、セミナー受講料、遊覧船乗船料の領収証（セミナー受講料については一部振込証明書で代替あり）、記念館入館料レシート、土産品購入と推測されるレシートが添付されている。</p> <p>2 土産代については、社会通念に照らし判断することになる。</p>		

内容面	<p>1 セミナーについては、地方議員研究会が主催している。同会は、もっぱら地方議員の議員活動向上のための勉強会を企画している団体であるとのこと。本件のセミナー内容も、地方財政が対象となっており、汎用性に富むとはいえない。また、報告書についても簡略ではあるが、受講内容を前提とした感想や意見が記載されており、佐世保市政への活用が見込まれる。それゆえ市政の調査研究に資するものといえ、本セミナー参加に係る経費支出は全額適法と思料する。</p> <p>2 呉市役所、広島県庁の各視察については、呉市役所の視察状況の写真と既存の呉市議会事務局議会要覧や観光施設のパンフレットをまとめた「視察関係資料」の他、呉市役所、ワークピア広島、広島県庁視察につき議員自ら作成した文書は見当たらなかった。この内容では、報告書としての証拠力が不足していると認定されるおそれがある。より充実した報告書作成を求める。</p>
-----	---

〔補足〕

(1) 概要

自民党市民会議所属の議員6名による呉市役所での「観光行政」に関する調査、広島市内での地方行財政に関するセミナー受講、広島県庁での産業政策「ひろしまサンドボックス」の調査のため、旅費及び宿泊費等を支払ったものである。なお、呉市での呉湾艦船めぐり乗船料及び入船山記念館観覧料が政務活動費から支出されている。

(2) 手続面での評価

支出額に相当する金銭支払証憑書類は提出されており、支払関係での問題は無い。

(3) 内容面での評価

ア 目的

(ア) 呉市役所の調査は、同市の観光行政に関する調査を目的としている。

呉市は、佐世保市と同じく、過去に鎮守府が設置されていた共通の歴史



があり、観光行政においても参考とすべき部分があると思われる。よって、その調査目的は合理性を認めることができる。

(イ) 呉湾艦船めぐり及び入船山博物館観覧は、呉市の観光コンテンツを実際に体感することが目的と考えられる。かかる目的については合理性を認めることができる。

(ウ) 広島市の地方行財政に関するセミナー受講は、市政の行財政に関する知識修得が目的であり合理性を認めることができる。

(エ) 広島県庁の「ひろしまサンドボックス」は、広島県によるAI及びIoT技術を活用した広島県内の殖産推進政策であり、その調査につき目的上の合理性を認めることができる。

※佐世保市において、一般的な民間企業よりも高度の情報管理水準を得ていること及びその活用の必要については、令和2年度佐世保市包括外部監査報告書「情報公開と情報管理」を参照していただきたい。

## イ 性質

(ア) 呉市役所、広島県庁の各視察には、多くの資料が添付されているが、いずれも議員以外の者が作成した既成の資料と推測できる。そして、呉市役所、広島県庁の各視察とも、議員の視察状況に関する写真が付されているが、特に、議員が作成したと思われる報告書は存在しない。かかる状況では、いかなる視察を行ったのかについて、一定の推測はできるものの、その視察結果についての議員の所感、佐世保市の行政課題との関連性等が全く不明である。本件のように、重要部分の報告書が存在しない場合、本件視察が私的な観光旅行に類するとの疑いが残り、性質上の合理性を認めることはできない。沿岸遊覧や博物館観覧の費用も同様である。

(イ) 広島市での地方行財政に関するセミナーについては、参加議員の報告書が作成されており、その内容につき問題はない。性質上の合理性を

認めることができる。

(ウ) 広島県庁の視察につき、報告書の添付はなく、視察状況の写真が添付されているのみである。本件の報告書が不存在である以上、呉市役所の視察と同様に性質上の合理性を認めることは困難である。

ウ 小括【指摘】

本件支出中、呉市役所及び広島県庁視察部分の旅費、宿泊費等支出については、報告書が実質的に存在すると評価されない可能性がある。その場合、判例上、端的に報告書不在部分の出張の支出につき、全部または一部を違法としている例がある。そこで、「出張に関する報告書については、全ての視察先や参加した講習、催事等について、網羅的に作成されることを要すること」について、今一度徹底するようにしていただきたい。

なお、本件では、参加した議員中、6名全員がセミナーの報告書を提出し、呉市役所や広島県庁の各視察についての報告書が皆無という不均衡な内容となっている。報告書作成の分担にあたり、何らかの疎漏があった可能性があり、この点についても留意を求める。

## 第2 研修費

### 1 大阪市での財務研修（1名）【指摘あり】

年度	令和2年度		
会派名	自民党市民会議		
使途	研修費		
支出対象	財務研修【大阪市】1人		
細目	金額	注意事項	
旅費	57,610	パック旅券のため宿泊費含む	
夕食費	3,200	パック旅券のため	
日当	9,000		
財務研修会	30,550	受講料	
合計	100,360		
支出理由			
令和2年11月3日から同月5日にかけて（2泊3日）、地方議員研究会セミナー「議員が知っておくべき財政の話」受講（大阪市にて11月4日開催）出席のための出張経費。			
提出されている報告書の内容	丁数	1	<input type="checkbox"/> 報告書不存在または不明
セミナー受講について、A4サイズ1枚の報告書を提出している。			
評価			
手続面	<p>交通費については、航空券、高速バス、リムジンバスの往復等費用がパック方式となっており、その金額が5万2800円であり、領収証が付されている。空港使用料740円が控除され、他方、日当9000円、夕食代1600円の2回分合計3200円が計上されている。その合計は、6万9470円となる。なお、自宅から佐世保駅前までのバス代340円が加算されている。その他、研修会受講料、振込手数料の疎明のため、領収証、振込証明書が添付されている。</p>		

内容面	<p>1 セミナーについては、地方議員研究会が主催している。同会は、もっぱら地方議員の議員活動向上のための勉強会を企画している団体であるとのこと。本件のセミナー内容も、地方財政が対象となっており、汎用性に富むとはいえない。また、報告書についても簡略ではあるが、受講内容を前提とした感想や意見が記載されており、佐世保市政への活用が見込まれる。それゆえ市政の調査研究に資するものといえ、本セミナー参加に係る経費（研修料、旅費）支出は全額適法と思料する。</p> <p>2 ただし、夕食代2回分3200円が付されていることについては留意が必要である。これにつき、「パック旅券のため」とあるが、パック旅券の領収証は額面5万2800円であり、これは、旅費明細書の「パック 料金5万2060円（5万2800円から空港利用料740円を控除したもの）」とは別に、「夕食2 3200円」と計上されていることと整合しない。そして、判例上、食事代については、研修等政務活動の有無に関わらず消費を余儀なくされることから、政務活動費からの支出にあたっては、その食事が政務活動との分離困難である特別の事情を要するとされている。本件の研修は、第2回目の開始時間が午後2時からとされており、夕食を取りながらの研修を余儀なくされた等の特別の事情があったとは想定し難い。日当と食事代では判例が異なる判断をしていることから、食事代につき原則認められないとする運用を検討していただきたい。</p>
-----	--

〔補足〕

(1) 概要

大阪市内で開催された地方議員向けの財政研修につき、自民党市民会議所属の議員1名が受講した際の旅費、夕食費、日当、受講料を支払ったものである。

(2) 手続面での評価

支出額に相当する金銭支払証憑書類は提出されており、支払関係での問題は無い。

(3) 内容面での評価

## ア 目的

セミナー名は、「議員が知っておくべき財政の話」であり、地方自治体財政に関する知識習得が目的であることから、本件支出は目的上の合理性を有する。

## イ 性質

前目的の達成のため、セミナー開催地への旅費や受講料を支出することは性質上合理性を認め得る。ただし、夕食代3200円については、別途支出していることについては注意が必要である。判例上、政務活動のための出張先にて夕食代を支出する場合、その夕食が政務活動との分離が不可能である等の例外的な事情がない限り、政務活動費からの支出を違法としている。それゆえ、今後、視察等のための出張につき、食事代については、①その食事代のみで計上することは原則として許されず、仮に、計上する場合には、その食事が政務活動との分離が不可欠であることの説明と証明を要するとするべきである。なお、②パック旅行については、極力食事が入らないように注意するべきである。これは、そのパック旅行で、食事の内容がセールスポイントとなっている場合、政務活動費からの支出が不適当とされるためである。仮に、パック旅行に食事代が含まれているとしても、パック旅行を利用することなく個別に交通費を支出する方が高額になる場合には、食事代が含まれることが許容され得ると思われる。それから、判例上、日当支出について争いとなった例があるが、規則や運用指針等により認められる場合、その日当が不当に高額でなければ、出張により発生する雑費を充当するものと考えられることから適法とされた例がある。食事代と日当については、判例上、取扱が異なっていることに、よく注意していただきたい。

## ウ 小括【指摘】

今後、視察等のための出張につき、①食事代のみで計上することは原則

として許されず、仮に、計上する場合には、その食事が政務活動との分離が不可欠であることの説明と証明を要するとするべきである。また、②パ  
ック旅行の取扱につき、前①の潜脱とならないように定めるようにしてい  
ただきたい。

2 広島市での財務研修（3名）

年度	令和2年度		
会派名	自民党市民会議		
使途	研修費		
支出対象	財務研修【広島市】3人		
細目	金額	注意事項	
旅費	77,910		
宿泊費	44,400		
日当	18,000		
財務研修会	9,055	受講料	
合計	149,365		
支出理由			
令和2年11月16日から同月17日にかけて（1泊2日）、ワークピア広島にて地方議員研究会セミナー「議員が知っておくべき財政の話」受講のための出張経費。			
提出されている報告書の内容	丁数	3	<input type="checkbox"/> 報告書不存在または不明
セミナー受講について、3名の議員が、A4サイズ合計5枚の報告書を提出している。			
評価			
手続面	参加議員が出発地である佐世保駅へ向かうバス料金について報告書をまとめている。「佐世保市⇒広島市⇒佐世保市」の移動につき、インターネットの行程検索サイト（JR特急料金につき閑散期指定）を印刷した書面を添付している。また、セミナー受講料の領収証、振込証明書が添付されている。		
内容面	セミナーについては、地方議員研究会が主催している。同会は、地方議員の議員活動向上のための勉強会を企画している団体であるとのこと。本件のセミナー内容も、もっぱら地方財政が対象となっており、汎用性に富むとはいえない。また、報告書についても簡略ではあるが、受講内容を前提とした感想や意見が記載されており、佐世保市政への活用が見込まれる。それゆえ市政の調査研究に資するものといえ、本件支出は全額適法と思料する。		

〔補足〕

上記 1 の大阪市内での地方議員研修会セミナー「議員が知っておくべき財政の話」と同様のセミナーを広島市開催時に受講した旅費、宿泊費、受講料等を政務活動費より支出したもの。目的及び性質上の合理性が認められ、本件支出は全額適法である。



### 3 政務活動費研修（L I V E 研修）

年度	令和2年度		
会派名	自民党市民会議		
用途	研修費		
支出対象	政務活動費研修【オンライン受講】1名		
細目	金額	注意事項	
受講料	15,330	オンライン受講料及び手数料	
合計	15,330		
支出理由			
令和3年1月22日、地方研究機構主催のライブ研修「議員活動のコンプライアンスと政務活動費」受講のための出張経費。			
提出されている報告書の内容	丁数	1	<input type="checkbox"/> 報告書不存在または不明
セミナー受講について、1名の議員が、A4サイズ合計1枚の報告書を提出している。			
評価			
手続面	請求書及び振込証明書が添付されている。		
内容面	セミナーについては、一般社団法人地方自治研究機構が主催している。同会は、もっぱら地方議員の議員活動向上のための勉強会企画及び地方自治研究の発表を行っている団体であるとのこと。本件のセミナー内容は、地方議員のコンプライアンスと政務活動が対象となっており、汎用性に富むとはいえない。また、報告書についても簡略ではあるが、受講内容を前提とした感想や意見が記載されており、佐世保市政への活用が見込まれる。それゆえ市政の調査研究に資するものといえ、本件支出は全額適法と思料する。		

〔補足〕

ライブ研修「地方議員のコンプライアンスと政務活動費」を講習したものであり、市政に関する研修そのものといえる。報告書も提出されている。受講及び受講料支出は、目的及び性質上の合理性を認めることができる。

以上より、本件支出は適法と解する。

4 スポーツ施設研修会【意見あり】

年度	令和2年度		
会派名	自民党市民会議		
使途	研修費		
支出対象	スポーツ施設研修会		
細目	金額	注意事項	
会場使用料	640		
合計	640		
支出理由			
自民党市民会議スポーツ振興研究会による「第2回 スポーツ振興研究会」開催の会場使用料とのこと。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
報告書は存在しないが、代替資料として、「第2回 スポーツ振興研究会の開催について」と題する本会派所属議員向けの告知文書、参加議員一覧表、同研究会の写真2葉が付されている。			
評価			
手続面	令和2年12月1日付け佐世保市あての納入通知書兼領収証書1枚が付されている。支出額につき誤りはない。		
内容面	報告書不存在であるが、上記告知文書より、①佐世保市総合グラウンドの視察、②スポーツ用品製造・販売会社所属の講師による基調講演「自治体におけるスポーツ施設の意義・必要性」が開催されたことが分かる。目的・性質の合理性を認めることができる。ただし、参加議員による報告書を添付すべきである。		

〔補足〕

(1) 概要

本会派が主催する研修会「第2回 スポーツ振興研究会」の会場使用料を支出したものである。

(2) 手続面での評価

支出額に相当する金銭支払証憑書類は提出されており、支払関係での問題はない。

(3) 内容面での評価

ア 目的

スポーツ振興研修会は、佐世保市内のスポーツ施設の視察、自治体におけるスポーツの役割の知識習得が目的となっており、目的上の合理性を認めることができる。

イ 性質

上記目的の達成のため、講演会の会場使用とその費用支出は性質上の合理性も認めることができる。それゆえ、本件支出は適法と解する。ただし、参加議員による研修の成果が不明であり、報告書提出を検討していただきたい。

ウ 小括【意見】

本件支出は全額適法と解する。ただし、報告書提出をしていただきたい。

### 第3 広報費

#### 1 前畑弾薬庫移転に伴う現地説明会【指摘あり】

年度	令和2年度		
会派名	自民党市民会議		
使途	広報費		
支出対象	通行料		
細目	金額	注意事項	
通行料	320	高速道路料金。	
合計	320		
支出理由			
<p>令和2年10月27日、前畑弾薬庫移転に伴う現地説明会出席。          令和2年10月28日、針尾地区での防衛局の意見交換会出席。          この内、10月28日のみの分を請求しているようである。</p>			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
<p>二次開示資料を確認したところ、報告書は存在しなかった。佐世保市役所及び佐世保市議会議員間の前畑弾薬庫移転・返還に係る進捗状況の地元説明会開催に関する告知関係の電子メールを印刷したもの（A4サイズ2枚）が添付されていた。</p>			
評価			
手続面	レシートが提出されている。		
内容面	政務活動の内容が不明である。低額支出であっても報告書提出を徹底されたい。		

〔補足〕

(1) 概要

防衛省九州防衛局主催の前畑弾薬庫の移転・返還に係る進捗状況の説明会に本会派議員が参加するため自動車専用道路利用料金を支出したものである。

(2) 手続面での評価

支出額に相当する金銭支払証憑書類は提出されており、支払関係での問題は無い。

(3) 内容面での評価

ア 目的

前畑弾薬庫移転に伴う現地説明会等の表題が記載されており、市政に関わる何らかの行動であると考えられるが、参加議員が作成した報告書は存在しない。また、代替資料の電子メール写しは、同説明会の開催日時、場所等に関する事前告知のみであり、同説明会の内容は不明である。したがって、政務活動としての目的上の合理性を認めることはできない。

イ 性質

報告書も存在しないことから、目的の合理性のみならず、性質上の合理性を認めることはできない。

ウ 小括【指摘】

低額支出であるとしても、公費支出の責任から導かれる透明性確保の要請は重要である。出張先に関わる事実及び佐世保市の行政課題との関連性を示す報告書提出を徹底していただきたい。

## 2 ガソリン代【指摘あり】

年度	令和2年度	
会派名	自民党市民会議	
使途	広報費	
支出対象	ガソリン代	
細目	金額	注意事項
市岡博道	35,302	12か月分
松尾裕幸	58,627	12か月分
長野孝道	51,205	12か月分
草津俊比古	33,691	12か月分
田中稔	53,351	12か月分
大村哲史	68,138	12か月分
林健二	46,839	10か月分
崎山信幸	0	
山口裕二	114,328	12か月分／4月～9月、11月～2月にかけて、毎月約150～175ℓ給油。給油所は江迎町三浦であり、佐世保市役所と給油所は道のりで約20km。
湊浩二郎	83,512	12か月分／領収証の宛名は全て「自民党市民会議」
永安健次	117,927	12か月分／4月に約150ℓ、6月～3月まで毎月約150～165ℓ給油。給油所は大部分北松浦郡佐々町市場免であり、道のりで約12km。
山下廣大	117,785	12か月分／月毎領収証のみであり、宛名が空白。12か月間でほぼ満額の12万円に近い。給油所は全て佐世保市三浦町内。
北野正徳	45,566	6か月分（4月～9月）
萩原活	91,099	12か月分
久保葉人	32,433	12か月分
橋之口裕太	27,829	8か月分
角田隆一郎	107,378	12か月分／ハイオクガソリン利用。

鶴大地	38,501	7 か月分／ハイオクガソリン利用。	
田山藤丸	98,466	1 2 か月分／	
合計	1,221,977		
支出理由			
佐世保市運用指針では、広報費として、ガソリン代については2分の1の額を月毎上限1万円まで政務活動費からの支出を認めている。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	会派所属議員毎に、「政務活動費 燃料費 支払証明書（合計表）」と題する書面が提出されており、これに当該年度の月毎ガソリン代が記載されている。これに領収証及びレシートが添付されている。		
内容面	<p>1 領収証、レシートの宛名が不明であっても、議員の支出と認定するのであれば問題。</p> <p>2 広報費については、通常、市政報告等のため広報誌発行、ホームページ作成、新聞の意見広告、市民向けの報告会開催が直接的に認められるものであり、交通費は、これに必要な限りで認められるものである。しかし、ガソリン代について、いかなる広報活動に用いたのかが不明な現状の方式につき問題がある。ガソリン代については、①研究調査費、②研修費、③要請陳情等活動費、④会議費等に割り振るべきであり、広報費として抽象的に認容する現在の運用指針自体改正するべきと思われる。</p>		

〔補足〕【指摘】

概要、手続面の評価、内容面の評価は、第8章の第2の「1 ガソリン代」のとおりである。ガソリン代の包括的支出については、今後、その改廃自体検討していただきたい。仮に、包括的支出の必要性があるとして維持する場合、



ガソリン代請求にあたり、対象月に行った自動車移動を伴う広報活動（広報費のみならず、広聴費、要請陳情等活動費、事務費としても容認する場合、広聴活動、要請陳情活動、事務作業を含む。）について、報告書またはこれに準じる資料を提出するべきである。

### 3 電話代【指摘あり】

年度	令和2年度	
会派名	自民党市民会議	
用途	広報費	
支出対象	電話代	
細目	金額	注意事項
会派控室電話料	4,344	会派控室固定電話料金のもよう。全額計上されている。
タブレット端末通信費	428,672	佐世保市が議員1名につき1台貸与しているタブレットの端末通信費負担金。通信費の2分の1を佐世保市へ納付するルールとなっているとのこと。
NTTファイナンス(株)	63,474	会派控室ファクシミリ等通信費用とのこと。
NTTコミュニケーションズ	15,840	会派控室プロバイダ料とのこと。
市岡博道	47,152	毎月の携帯電話料金+auスマートパスプレミアム548円+紙請求書発行手数料220円を計上している。
松尾裕幸	39,343	毎月の携帯電話料金から端末等代金分割支払金、パケット等除外分を控除した額を計上している。その結果、auスマートパスプレミアム409円も政務活動費から支出している。
長野孝道	37,513	4月から12月は支払明細はなし。1月～3月は、端末購入費やパケット使用料等控除部分の証明のため支払明細が付されている。サブスクサービスはないようである。
草津俊比古	35,875	各月使用料に紙請求書発行手数料220円を合算している。

田中稔	39,509	各月使用料から端末等代金分割支払金を控除した額を計上している。3月及び4月のみauスマートパスプレミアム加入により548円、毎月紙請求書発行手数料220円も計上されている。
大村哲史	61,516	各月使用料から機種変更先取プログラム料300円、アップルウォッチへの通信サービス料350円、ネットフリックス使用料1320円を控除した額を計上しているもよう。
林健二	0	
崎山信幸	44,411	毎月の携帯電話料金から端末等代金分割支払金、パケット等除外分として、auスマートパスプレミアム548円も除外している。毎月紙請求書発行手数料220円も計上されている。
山口裕二	27,635	毎月の携帯電話料金から端末等代金分割支払金を控除した額を計上。ただし、4月のみヘルスアプリ利用料300円が加算されている。
湊浩二郎	40,756	毎月の携帯電話料金から端末等代金分割支払金及びパケット等除外分を控除した額を計上している。7月分のみ明細書紛失により自作。
永安健次	34,953	auスマートパス409円、auかんたん決済料110の合計519円が12か月分計上されている。
山下廣大	57,340	4月は請求なし。5月から9月までは電話料金の内訳につき「基本料、通話料、オプション、データ通信料、その他」のみ判明する。10月から3月までは、携帯電話料金全額のみしか不明。
北野正徳	19,444	毎月有料コンテンツ使用料が付されている。また、Apple故障紛失サポート料月額1309円も付されている。
萩原活	0	
久保葉人	61,339	毎月請求書発行手数料が計上されている。
橋之口裕太	30,138	4月は請求なし。5月分につき無料特典とされていた「情報料 Enjoy パック」月額500円が、6月から3月まで有料となっている。

角田隆一郎	0	
鶴大地	45,131	4月、5月の請求なし。6月から3月まで、携帯電話料金全額のための表記であり、詳細不明。
田山藤丸	43,918	毎月請求書発行料計上。また、毎月、d TV利用料が計上されている点は問題。
合計	1,178,303	
支出理由		
佐世保市運用指針では、広報費として、電話代については2分の1の額を月毎上限7000円まで政務活動費からの支出を認めている。		
提出されている報告書の内容	丁数	■ 報告書不存在または不明
評価		
手続面	<p>1 佐世保市役所内会派控室の固定電話料金については、佐世保市発行の納入通知書兼領収書が付されている。</p> <p>2 タブレット端末通信費についても佐世保市発行の納入通知書兼領収書が付されている。</p> <p>3 NTT西日本支払分については、NTTファイナンス(株)の口座振替通知書が付されている。いずれも宛名は自民党市民会議である。</p> <p>4 NTTコミュニケーションズへの支払分については、各期の引落分らしき通帳の写しが付されている。ただし、通帳の名義は不明であり、そもそも何のための支払かは外見上分からない。</p>	

内容面	<p>■市岡：auスマートパスプレミアムは電子書籍や音楽のサブスクリプション追加料金であり、月毎548円の12か月分である6576円については政務活動費からの支出は不適切と思われる。</p> <p>■松尾：auスマートパスプレミアム月毎409円の12か月分である4908円については全額不適切とされる可能性がある。</p> <p>■田中：auスマートパスプレミアム月毎548円の2か月分である1096円については不適切とされる可能性がある。</p> <p>■大村：ネットフリックス等の政務活動費を関連しないサービス料金を控除しているのは適切であるが、添付している明細につき、議員あてのものかが分からない。</p> <p>■崎山：auスマートパスプレミアムの月毎548円については、政務活動費からの請求より除外しており適切。</p> <p>■山口：4月及び5月請求にdヘルスケア300円が計上されている。これは、同月末にサービス終了したものの。歩数に合わせdポイントがもらえ、医師に質問ができるという内容。政務活動費と無関係であり、不適切と思われる。</p> <p>■湊：7月分につき、明細書紛失から報告書を自作して代えているが、再発行等は容易と思われる。</p> <p>■永安：auスマートパス月毎409円の12か月分である4908円、EZ有料情報サービス情報料月毎110円の7か月分である770円、auかんたん決済情報料月毎110円の12か月分である1320円は、不適切とされる可能性がある。</p> <p>■山下：オプションサービス月毎1960円が5月から10月まで加算されているが詳細不明。11月から3月分は、モバイル分の請求総額のみが疎明資料となっており詳細不明。全部または一部が不適切とされる可能性がある。</p>
-----	--

	<p>■北野：毎月の有料コンテンツ料330円6か月分である1980円は不適切と思われる。故障紛失サポート料が高額であり、本監査では適法とするが違法の意見も考えられる。</p> <p>■萩原：電話代請求なし。</p> <p>■久保：パケット定額使用料が割高感はあるものの基本料及び通話料等の請求のみであり適切であると思われる。</p> <p>■橋之口：5月分で無料サービスであったEnjoyパックが、6月分～3月分まで有料月毎500円となっている。同サービスは、ネットショッピングのポイント還元率を高めるためのものであり、10か月分5000円全額が不適切とされる可能性がある。</p> <p>■角田：請求なし</p> <p>■鶴：モバイル分の請求総額のみが疎明資料となっており詳細不明。これらにつき全部または一部が不適切とされる可能性がある。</p> <p>■田山：dTV料金500円の12か月分6000円につき不適切とされる可能性がある。</p>
--	---

〔補足〕【指摘】

概要、手続面の評価、内容面の評価は、第8章の第2の「2 電話代」のとおりである。

(ア) 固定電話代、ファクシミリ通信費、プロバイダ料金

会派控室の固定電話代、ファクシミリ通信費、プロバイダ料金はその必要性につき理解できるが、項目を「広報費」に限定すると、市政の広報活動以外の政務活動の使用に疑義を呈される可能性がある。それゆえ、「調査研究費」、「要請陳情等活動費」及び「事務費」と併せる等検討されたい。

その上で、会派控室内での事務作業や維持経費につき、本監査で説明し

ている多数の判例において、按分が妥当とされていること、及び、その按分率として会派控室の事例で2分の1を多く用いられていることを参考として、按分ルール適用を検討されたい。

#### (イ) 携帯電話料金

携帯電話代の包括的支出については、今後、その改廃自体検討していただきたい。仮に、包括的支出の必要性があるとして維持する場合、携帯電話代請求にあたり、対象月に行った携帯電話を用いた広報活動（広報費のみならず、広聴費、要請陳情等活動費、事務費としても容認する場合、広聴活動、要請陳情活動、事務作業を含む。）について、報告書またはこれに準じる資料を提出すべきである。また、上記表の各サブスクリプションサービス料等につき精査し、適宜政務活動費から支出すべきではない部分の控除を行うように努めていただきたい。

4 印刷製本費・郵送料【意見あり】

年度	令和2年度		
会派名	自民党市民会議		
使途	広報費		
支出対象	印刷製本費／郵送料		
細目	金額	注意事項	
印刷製本費	118,800	一次開示では領収書のみ／二次開示で原本確認	
切手代	142,800	政務活動費郵送料／一次開示では領収書のみ	
合計	261,600		
支出理由			
<p>崎山議員より政務活動広報誌3000部の印刷代、郵送料として840円切手170ケ分。</p>			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
<p>広報誌原本1部が付されている。広報誌は、A4サイズ4面カラー刷り。内容は以下のとおり。</p> <p>1ページ目：紙面の1／3が「さきやま信幸特集号」の表題と議員カラー写真。同写真に「あなたの一票を大切にします。」の付記あり。もう1／3が「ごあいさつ」の表題の上であいさつ文記載。残り1／3がコロナワクチン接種体制に関する記事。</p> <p>2ページ目と3ページ目は見開き：「令和3年度 政府施策に関する重要要点事項」の表題と財務省、外務省、防衛省、国土交通省との交渉結果の記事がある。一部議員の写真あり。</p> <p>4ページ目：紙面の1／2が西九州佐世保道路4車線化事業の工事進捗状況に関する報告記事、残り1／2が佐世保中央公園リニューアルの記事。</p>			
評価			
手続面	<p>広報誌印刷代及び切手購入の領収証あり。ただし、この広報紙を実際に送付したのかどうか、何人に送付したのかは不明。</p>		



内容面	判例上、広報誌に関する政務活動費支出の適否は、その広報誌において調査研究や議員活動等についての報告部分がどの程度占めているかの按分を用いている。本件は、全体として政務活動報告であると評価できる内容であり、印刷費は全額適法である。また、その郵送料についても全額適法と考える。ただし、例えば、送付先がもっぱら当該会派、議員の後援会等となっている場合、政党活動として認定される余地がある。本件の場合、郵送先についても報告するべきである。
-----	---

〔補足〕

(1) 概要

会派所属議員が作成した政務活動広報誌の印刷製本代と郵送のための切手代を支出したものである。

(2) 手続面での評価

支出額に相当する金銭支払証憑書類は提出されており、支払関係での問題は無い。

(3) 内容面での評価

ア 目的

(ア) 外部監査人は、二次開示にて、政務活動広報誌の内容を確認した。

その内容は、佐世保市内の新型コロナウイルスワクチン接種体制に関する報告、中央省庁との交渉結果報告、佐世保市内の公共工事に関する報告で占められている。他方、選挙活動や政党活動等に類する記事は無かった。それゆえ、本件広報誌の作成とその支出につき、目的上の合理性を認めることができる。

(イ) 前(ア)の目的を有する広報誌の郵送料については、その目的の合理性についても前(ア)と同じくするものとする。

イ 性質

(ア) 広報誌を用いての住民に対する政務活動報告は、広報活動としての

典型的かつ伝統的な手段である。紙面の内容上も問題はなく全体につき性質の合理性を認めることができる。

(イ) 本件広報誌郵送料についても、剰余金発生は無く、また不当に高額ともいえないことから、性質上合理性を認め得る。

ただし、本件の報告では、広報誌の郵送先に関する資料が存在しなかった。判例上、広報誌の郵送先が何人であるかは、政務活動費支出の適否判断の一要素となっており（裁判例19）、本件のようにこれが不明である場合、一部政党活動等政務活動以外の目的・性質の可能性ありと判断されるおそれがある。広報誌及びその他の政務活動に関わる郵便物の郵送にあたっては、郵送先が明確に分かる報告を付記することを検討されたい。

#### ウ 小括【意見】

本件支出は適法と考える。ただし、報告にあたり郵送先を明確にする等今後の運用において検討されたい。